

第十九回 参議院内閣委員会會議録第四十四号

昭和二十九年五月二十六日(水曜日)午前十時五十二分開会

出席者は左の通り。

委員長 小酒井義男君

理事

植竹 春彦君
長島 銀藏君
竹下 豊次君

委員

石原幹市郎君
西郷吉之助君
白波瀬米吉君
井野 碩哉君
岡田 宗司君
矢嶋 三義君
戸叶 武君
八木 幸吉君
木村福八郎君
三浦 義男君

國務大臣

法務大臣 加藤鐵五郎君
大蔵大臣 小笠原三九郎君
文部大臣 大達 茂雄君
通商産業大臣 愛知 揆一君
國務大臣 緒方 竹虎君
國務大臣 木村篤太郎君

政府委員

法制局長官 佐藤 達夫君
法制局次長 林 修三君
調達庁長官 福島慎太郎君
調達庁総務部長 山内 隆一君
保安政務次官 前田 正男君
保安庁次長 増原 恵吉君
保安庁人事局長 加藤 陽三君
保安庁経理局長 石原 周夫君

保安庁裝備局長 久保 龜夫君
法務省刑事局長 井本 台吉君
大蔵省主計局長 森永貞一郎君
事務局側
常任委員 杉田正三郎君
常任委員 藤田 友作君
常任委員 會專門員 藤田 友作君

説明員
海上保安庁警備救難部長 砂本 周一君

本日の會議に付した事件

○防衛庁設置法案(内閣提出、衆議院送付)
○自衛隊法案(内閣提出、衆議院送付)
○調達庁設置法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(小酒井義男君) それでは只今より内閣委員会を開会いたします。防衛庁設置法案及び自衛隊法案の二法案について一般質疑を続行いたします。

○木村福八郎君 木村長官に一つお伺いいたしますが、第一に防衛計画について質問したいのです。御承知のようにこの二法案の一番具体的な基礎になるものは防衛計画であると思つております。今度の二法案の特徴は、保安隊といふものは自衛隊になり、保安が自衛へ變つておる点、警備といふものが国防に變つて、或いは警備計画が防衛計画に變つて来ておるのです。これは即ち今までの保安隊が国内警備が主であつたけれども、今度は自衛隊になつていゝゆる直接侵略に當る、そこで警備計画が防衛計画に変わるわけです。

従つてこの法案の一番具体的な基礎になるものは防衛計画、それでその防衛計画を実現させるための措置としてこの二法案が出て来た、私はまあその解釈します。そこでこの二法案を審議するに當つて、どうしても我々は具体的に前提となる防衛計画が示されませんと、今後の日本の自衛隊の性格なり或いは特徴なりがよくわからん、そしてこの自衛隊については、これは憲法違反であるとか、これが日本独自の軍隊でなく、アメリカの傭兵ではないか、或いは又国力に応じたものではない、国力を超えた、国力に不相応な再軍備であるとか、いろいろ批判が出て来るわけです。そういうものを判定する具体的基準としては、どうしてもこの防衛計画がわからなければなりませんので、この防衛計画について具体的に保安庁長官から伺いたいのです。

○國務大臣(木村篤太郎君) 防衛計画は御承知の通り二十九年度の予算に盛り上つて、これを実行するために我々はどれだけの数を増加すべきか、どれだけの船を持つべきか、どれだけの航空機を持つべきかといふことについて、もうすでに御説明した通りであります。そこで今後の防衛計画はどうあるべきかといふことにつきましては、常に申し上げておきます通りに、国際情勢或いは財政関係その他諸般の事情を十分慎重に考慮して立つべきものであらうと、こう考へて折角我々はこの防衛計画について検討中であります。昨日の伊能委員の御質問にもあります

たように、この計画は何年計画を立てて行くかという計画も立てられてゐるのであります。これを果して年次計画として何年で保有してやるべきかといふことについては、十分に我々は検討してやるつもりであります。只今のところその結論にはまだ達してゐないやうな次第であります。

○木村福八郎君 この法案を出されるときには、三派で協議してさうしてまとめたものであつて、そのときに防衛計画といふものがやはり前提になつてゐたと思ふのです。それで具体的な防衛計画がなかりやならんはずですね。それで聞くところによると、保安庁としては第八次計画といふものを作成中である。或いは作成済だとも言われておられます。さうして吉田総理が外遊する場合には、それを携へてアメリカに行くつて、さうして先ほど長官が言われた五カ年計画、さういふものについてアメリカとの間に折衝をされると言われておる。保安庁案として第八次のいわゆる長期防衛計画、五カ年計画といふものがあつたと思ふのですが、おありになつたらお示し願ひたいと思ひます。

○國務大臣(木村篤太郎君) 防衛計画を立てるについては、何年、どう目標として立つべきかといふことを先ず第一に検討しなければならんことであり、ます。そこで御承知の通り、いろいろ観点から、或いは三年或いは五年或いは八年或いは十年といふように論ぜられておることは御承知の通りであります。

で、我々といひましたしても年次計画をどの目標におくべきかといふことについて今検討中であります。仰せの五カ年計画といふようなものについても、一応我々はそれを目標にして検討いたしておるのであります。ただ結論には達しておるわけではございません。

○木村福八郎君 この二法案はいわゆる三党の防衛折衝で話がまとまつて提案されたと思ふのですが、さうして衆議院では吉田総理大臣が三党の防衛折衝で話合つたことはそのまま政府が守る。さういふふうに言明されておるのですが、保安庁長官はその点はどうか考へになりますか。

○國務大臣(木村篤太郎君) 三党でまとめたことはこれは尊重すべきであらうと考へております。その線に沿つて我々研究いたしておるのであります。三党折衝において防衛計画を立てるという約束をしたようであり、ます。が、現実においては立ててゐないのであります。

○木村福八郎君 これは中曾根君はです、衆議院の予算委員会でも木村長官に質問してゐるのですが、そのときの経過によると、三党の防衛折衝に際して、防衛計画の内容まで話合ひが行われておる。さうして自由党側委員の案として提示されたものでは、その内容は第一に防衛計画は五カ年計画であるといふこと、これは恐らく長官は尊重して、やはり防衛計画は五カ年計画と言われたのはここから来てい

ます。で、我々といひましたしても年次計画をどの目標におくべきかといふことについて今検討中であります。仰せの五カ年計画といふようなものについても、一応我々はそれを目標にして検討いたしておるのであります。ただ結論には達しておるわけではございません。

○木村福八郎君 この二法案はいわゆる三党の防衛折衝で話がまとまつて提案されたと思ふのですが、さうして衆議院では吉田総理大臣が三党の防衛折衝で話合つたことはそのまま政府が守る。さういふふうに言明されておるのですが、保安庁長官はその点はどうか考へになりますか。

○國務大臣(木村篤太郎君) 三党でまとめたことはこれは尊重すべきであらうと考へております。その線に沿つて我々研究いたしておるのであります。三党折衝において防衛計画を立てるという約束をしたようであり、ます。が、現実においては立ててゐないのであります。

○木村福八郎君 これは中曾根君はです、衆議院の予算委員会でも木村長官に質問してゐるのですが、そのときの経過によると、三党の防衛折衝に際して、防衛計画の内容まで話合ひが行われておる。さうして自由党側委員の案として提示されたものでは、その内容は第一に防衛計画は五カ年計画であるといふこと、これは恐らく長官は尊重して、やはり防衛計画は五カ年計画と言われたのはここから来てい

ます。で、我々といひましたしても年次計画をどの目標におくべきかといふことについて今検討中であります。仰せの五カ年計画といふようなものについても、一応我々はそれを目標にして検討いたしておるのであります。ただ結論には達しておるわけではございません。

るのではないかと申すのです。それから第二は五カ年内に米軍に交替する兵力を作り上げるということ。第三番目が陸海空各々の均衡な、均整のとれた兵力を作る。そうして数字まで提示されておき、陸軍は十八万、海軍は十五万、空軍は一十萬、これを五ヶ年の最終目標に整備する。それから第四番目はその財政負担については総理はこれはアメリカのMSAに期待する。大体事実を見ると、経過を見ると、その通りだ。それからその維持費でありますけれども、金額にして一兆四千億円程度である。それから第五番目は防衛分担金は漸次減額して行く。そうしてこういう構想に基づいて保安庁法の改正を行う。即ちこの二法案を出すということになつてゐるわけで、これは自由党の水田委員から自由党側委員の案として改進黨に出された。これに対して木村保安庁長官は中曾根委員に追及されて、結局自由党であらゆる点から考慮して計画を立てられて、あなたに提示されたものと私は了承したいと思ひます。従つてその線に沿つて我々はやるということは十分御了解を得るものと考へておる、この御答へさうと、作つたことではないと、そういうふうなお話でしたが、この中曾根君との質疑応答において、はつきりと木村長官は自由党ではあらゆる点から考慮して計画を立ててあなたがたに示したものである。自分はこの線に沿つてやる。従つて十分御了解を得られるものと思ふといふことを言われておるので、従つてその長期計画がない、ないと言ひますけれども、防衛計画はないと言ひますけれども、大体この三党折

衝において示されたこの線に沿つておやりになるのではないかと。これが大体防衛計画の輪郭ではないか。この点お伺ひいたします。

○国務大臣(木村篤太郎君) 三党折衝の間にはそういう線に沿つて協議をされたことと思ひます。私はその間の事情は存じようであります。併し、併しながら政府といたしましては、あらゆる観点から考慮をしてその線に沿つてやるべく努力はいたします。努力はいたしますけれども、それをそのまま鵜呑みにするということとは、これはあり得ざることであります。政府は又そのときの財政状態、いろいろの観点から、これを検討いたしまして、最終の結論を出さなくちやならぬのであります。その線に沿つて考慮すべきことは勿論、我々として考へるべきであります。それが最終案とは私は申すことはできないと思ひます。

○木村篤太郎君 私は最終案を聞いてゐるのではないのです。このまま鵜呑みにするかどうかということも聞いてゐるわけではないのです。大体ですね、この法案で一番重要な国防會議において、国防の基本方針を立てるときに、やはり防衛計画と、これは密接な関連があつて、具体的な防衛計画は基本的国防方針と合せて、これは立てなければならぬ。そうすると、基本的な国防の方針があつて、それに基いて防衛計画を立てなければならぬのです。それは自由党独自ではこれに立てられないのであつて、三党の折衝においてこれを立てる。それが先ほど中曾根君が自由党案と言つたそのものについて、そのものに沿つてやるのであるという意味ですから、大体これ

に近いものではないか。鵜呑みにすることはできないと言ひますけれども、それはこの陸軍十八万、海軍十五万、空軍一十萬、この五カ年目標、この程度の輪郭は大体この線に沿つてやる。こう考へる。この規模については……。

○国務大臣(木村篤太郎君) 大体の方針はそのようでありまして、併し具体的にこれを計画立てるにおいて、なお、これは研究を要すべき点が多々あると思ひます。御承知の通り日本の財政も固定しておるものではありませぬ。どう変化するかわかりません。又国際情勢の動きも、これは御承知の通り変遷極まりないものであります。いろいろな観点から考慮いたしまして、最終の結論は下すべきだろつと考へておられます。なお、この五ヶ年計画をして、立てても、それは固定的のものではないと考へておられます。一応の案が仮りに立つてゐるといたしまして、それはいろいろな事情からして又変更あるべきものと私は考へておるものであります。

○木村篤太郎君 大体これが目安になるわけですね、目度になる、こう了承していいのです、多少の違いは出て来ても……。

○国務大臣(木村篤太郎君) 三党折衝の結果、一応の目だてはそこにあることと了承する次第であります。

○木村篤太郎君 三党の折衝の結果でなく、それに基く政府で案を立てる場合、大体大まかにこの線に沿つて、これを目標としておるという点を伺ひたい。

○国務大臣(木村篤太郎君) まだそこははつきり申し上げることはできません。十分検討いたしたいところ考へておられます。

○木村篤太郎君 併し尊重すると言われておるのですから。

○国務大臣(木村篤太郎君) ちろん尊重いたしたいと考へておられます。

○木村篤太郎君 併しこれまでも違ふところは、空を新たに加えたということですね。

○国務大臣(木村篤太郎君) 均整といふことは、どういふことを意味するか、私ははつきり分らないのであります。が、とにかく日本といたしましては、御承知の通り四面海でありますから、これらの点を十分に考慮して、そしてどこへ重点をおくかというふうなことも将来考へなくちやならぬ、均衡と申しまして、何が均衡であるかという点について、私は先ず考へなくちやならぬ、それらの点について十分考慮した上で、日本の防衛の方向、方式といふものを立てたいと、こう考へておられます。

○木村篤太郎君 二十九年年度の計画では、三軍バランスになつておるがこれは均衡がとれてないのですか。

○国務大臣(木村篤太郎君) 均衡といふことの意味がはつきりしない、これなんです。いわゆる財政的にどういふ配分をするかということによる均衡であるか、或いは勢力関係でこれをバランスをとらして行くか、そのバランスをどうおくかということについて、はつきり私は言えない、我々は一般的によく日本の情勢を勘案して、そして日本の防衛態勢の重点をどこにおくかというふうなことから、計画の方

くちやならん。又日本の空からの不当攻撃に対して、これを防禦するに、やはり航空機が要るのであります。その方面にも相当考慮をめぐらさなければならぬといふことは当然である。併しこれは今申上げる通り日本の財政力に依りてやらなくちやならぬのであります。我々はそこに重点をおいて方式を立てたいと考えても、これを考えるだけではいかんで、実行することになると、そこに難関にぶつかつて行くのでありますから、それらの点を十分に考慮して防衛態勢を立てて行かなければならぬと、こう考えておるのであります。

○木村義八郎君 この防衛計画については長期計画、これはむずかしい、立たん立たんと言いますけれども、その立たない理由は一体どこにあるのですか。

○国務大臣(木村篤太郎君) 私は三つあると思います。いわゆる財政面、もう一つは国際情勢、もう一つは兵器の進歩です。簡単に申上げればそういう点であります。

○木村義八郎君 これは安全保障条約、行政協定、MSA協定において、アメリカの共同策戦というものが、そういう条約で義務付けられているわけですが、そういう場合に、アメリカのこの戦略態勢がわからないから、日本は自主的に決められない、そういう点にあるのではないですか。

○国務大臣(木村篤太郎君) 私は今申上げた通り、日本独自の防衛態勢をととのえる上において、そういう観点からななく、容易でない、こう申上げているのであります。

○木村義八郎君 この防衛計画を立てるときに、具体的な面をいろうと見ます。

す、日本独自の防衛計画、防衛計画と言つております。又木村長官は主観的にはそう考へておられるかも知れませんが、いわゆる客観的にはアメリカの防衛計画に追随している。だからアメリカの防衛計画がなければ、日本の防衛計画も立たない。こういうことに客観的にはなつていっていると思うのですが、如何ですか。

○国務大臣(木村篤太郎君) 無論アメリカ駐留軍の手によらなければ日本の防衛態勢は十分といふことはできないのであります。アメリカの駐留軍の力によつてなお且つ日本の防衛態勢を確立することが、私は現実のあり方であるといふ考へております。

○委員(小酒井義男君) それはで暫時休憩をいたします。

午前十一時十五分休憩

午前十一時四十二分閉会

○委員(小酒井義男君) それでは休憩前に引續いて委員会を再開いたします。

○木村義八郎君 先ほど引續いて保安庁長官にお尋ねしたのは、結局三つの折衝に基いて五方年計画はそのうち作らなければならぬですね、いつ頃できますか。

○国務大臣(木村篤太郎君) これはちよつと今度どがついておりません。

○木村義八郎君 いつまでも放つておくわけにも行かないでしょう。

○国務大臣(木村篤太郎君) これはやはりいろいろ事情もありましようから、そう早急に立てなくても私はよろうと思ひます。非常に慎重にこれは検討して立てるべきであらうと私は考へます。

○木村義八郎君 それじやこれが立たないで国防の基本方針といふものは立ちましようか。

○国務大臣(木村篤太郎君) 御承知の通り、国防の基本方針といふのは、これは大きな総合的なものでありますから、これも早急に立てなくちやならぬといふわけじやないで、完全なものを作り上げるのには、あらゆる総合的の見地から判断してやらなければならぬ、いづれは立つことになりましようが、私はそう早急に立てなくてもいいと考へております。

○木村義八郎君 これは非常に私はおかしいと思つておる。国防会議において国防の基本方針、防衛計画の大綱、防衛計画に関連する産業等の調整計画といふものを諮問することになつておりますが、そういうものはまだ立てななくてもいいというのでは、一体動きましようか。

○国務大臣(木村篤太郎君) これは国防の基本方針を立てるのは結局国防会議においてやる。それを立てるにいつの資料は、各関係各省において十分検討をしてやるべきであらうと思ひます。

○木村義八郎君 国防を担当する保安庁においてそういう構想がないのですか。

○国務大臣(木村篤太郎君) 国防の基本方針は今申上げる通り保安庁独自では立てることはできないのであります。保安庁において立てるべきものは、別に関係庁としてやるべき仕事があるのではありませんか、その分担当部分については十分検討してやるべきものであると思ひます。

○木村義八郎君 これは結局ですね、自主性なき軍隊と言われますが、アメリカ側と相談しなければできないといふことになつていゝるじやないですか。

○国務大臣(木村篤太郎君) 国防の基本方針は何もアメリカから壓射を受けなければならぬのではないのであります。アメリカ駐留軍と今後如何なる提携をして行くかといふことも、これは国防の基本方針になるのであります。アメリカの干渉とかアメリカに聞いていゝようなことではないのであります。日本独自の基本的構想に基いて、この案を立てるべきものと考へております。

○木村義八郎君 日本独自の構想といふのはできるはずじやないか。それができないのは、やはり安全保障条約その他の行政協定によつて共同作戦をやると、そのためにアメリカ側の戦略、国防方針といふものがわからなければ立てられないといふところに、一番の防衛計画も立たない。国防方針も立たない、そういう原因が私はあるのではないかと考へますが、そうじやないですか。

○国務大臣(木村篤太郎君) 国防会議ができましたと、国防会議において十分基本方針を決定するについては研究いたすのであります。この研究する段階においては、無論各国の国防のあり方その他は参考にするべきでありますから、それらの点についても十分研究あるいは資料を集めることは要すると考へております。

○木村義八郎君 空軍については、最初の政府の考へでは、三十年代から空軍を設けるといふ考へでおつたところが、アメリカ側の要請によつて一カ年

早めて二十九年から空軍を設けることになつた、こうなつておると思ひますが、その点は……

○国務大臣(木村篤太郎君) さうなことはありません。アメリカの要請といふことはございせん。我々はできる限り早く練習させなくちやならぬのであります。或いは練習機、輸送機、通信機、それらの点について充実にしたいと、こう考へておるのであります。何分にも財政的の面の制約がありますから、なか／＼事は容易に運ばないであります。

○木村義八郎君 防衛計画のこれまでのいろいろの作業について、新聞雑誌その他これまでいろいろ報道するところによると、これはアメリカの戦略が變つて、そのために日本に空軍を早く作らせる、そういうことになつたので、政府は三十年代から空軍を設けるはずであつたけれども、二十九年に早めて設けるように言われておる、非常にアメリカはニュー・ルック政策に転換した結果として、空軍を早く日本に作るせよといふことに重点をおいて来ている。又木村長官は昨年二月と思ひます。本年二月ですか、青森で視察の歸りに、新聞記者諸君と會つて、三軍バランスは再検討を要する、今後は空軍に重点をおいて防衛計画を立てるやうになるのだといふことを言われたことが報道されておつた。今後の防衛計画はやはりそういう方向に向くわけでありましようか。

○国務大臣(木村篤太郎君) これは余ほど検討の結果を待たなくちやありませんが、少くとも私は海と空とは閑却されることはできない。今のままであつてはならぬ。相当の実勢を備へべき

である、こう私は考えております。

○木村禎八郎君 予算関係から行く、やはり今後は空の予算は相当増える、こう見てよろしいと思いませんか。

○国務大臣(木村篤太郎君) まだ予算の点については我々は深く研究していませんのでありますが、我々の構想としては、日本の防衛計画は能率的で且つ経済的であることを欲するのであります。併し申すまでもなく、空については、なか／＼平易な言葉で言えば、金を食うので、思うように行かんというところは、木村委員も御承知の通りであると思っております。

○木村禎八郎君 アメリカのニュー・ルック政策はいまビニの水爆の実験、そういう結果、日本の防衛計画について再検討しなければならぬ点が出て来るんじゃないかと思っております。

○国務大臣(木村篤太郎君) ビニの水爆実験そのものだけじゃありません。いろいろ／＼な観点から我々は今後の日本の防衛のあり方というものを十分に研究を要すると思っております。

○木村禎八郎君 防衛を能率的に効果的にやる、僅かの予算を以て非常に能率のいい軍隊を持ち、防衛力を持つ、そのためには原子兵器を持つことが一番経済的である、これはいろいろ／＼発表されておりますが、従いまして一番能率的に安い費用で一番破壊的な力をたくさん持つ、それで、想定敵に対して防衛の威力を発揮するには原子兵器を持つことが一番効果的であり、能率的である。これは最近のいろいろ／＼な試験の結果はつきりしている。従つて原子兵器を持つようになるのですか。

○国務大臣(木村篤太郎君) 只今原子兵器のことは考えておりません。我々は日本の国防体制を如何に確立して行くかというところであります。日本の防衛に果して原子爆弾みたいな偉大な兵器を必要とするかどうかは疑問であると思ひます。我々は今原子兵器というようなことは考えておりません。

○木村禎八郎君 併し日本は独自で防衛するようになることを目標にしているのではありませんか。その場合に日本の独自の防衛、即ち戦力を結局持たないから持つように努力して行くのじゃないですか。

○国務大臣(木村篤太郎君) 私は憲法の許す範囲内において日本の防衛体制を作つて行くことを考えているのであります。この場合原子兵器というふうなものは考えておりません。むしろ私は原子工業に重点をおいて、将来は電波兵器に力を注ぐべきであらうと私はこう考えております。

○木村禎八郎君 今我々はまあ出してもらつた資料をもつとよく見なきゃならませんが、今の部隊編成、それから部隊編成の中にあるいろいろ／＼な特科隊とかいろいろ／＼ありますが、その中では原子兵器と関連のある教育訓練その他、そういう計画みたいなものは含まれておらないのですか。

○国務大臣(木村篤太郎君) まだその程度に至つておりません。

○木村禎八郎君 いやまだその程度に達していないと言われましたが、将来やはりそういうふうな訓練や、何かアメリカにいろいろ／＼留学するのでしよう。そういう場合にそういう教育を受けるのじゃないですか。

○国務大臣(木村篤太郎君) もともとそういう先進国に対しては私は研究員を出したいと、こう考えております。

○木村禎八郎君 そういう原子兵器なんかの研究、それから教育訓練、そういう人たちが留学に出したい、こういうお考えなんですか。

○国務大臣(木村篤太郎君) もともと私は原子兵器の研究については関心を持つておるのでありますから、研究員も派遣したいと、こう考えております。

○木村禎八郎君 我々に配付された資料によりますと、留学計画というのをいざなされたが、その中にはそういう研究員も含まれておりますか。この留学計画の中に。

○国務大臣(木村篤太郎君) まだそれ専門にというわけではありませんが、それに関連して海上自衛隊のほうから電子整備学校のほうに向けて留学させたいと、こう考えております。

○木村禎八郎君 MSA協定による軍事顧問ですか、MSA協定によつて訓練の援助も受けるわけですね。そうしますと、その訓練の援助というのは、その顧問団による訓練の援助というものはそういう面も含まれますか。

○国務大臣(木村篤太郎君) アメリカから供与を受けます新しい武器について、その操作については訓練を受けることになると思ひます。

○木村禎八郎君 原子兵器なんかの取扱に關する訓練、そういうものも受けたいですか。

○国務大臣(木村篤太郎君) 今のところは考えておりません。

○木村禎八郎君 大蔵大臣が見えませんが、大蔵大臣にお忙しいようですか

ら先にお伺いします。この防衛二法案の前提になつてゐるものは、いわゆる三党の防衛折衝によつて結論が見られてゐる、防衛折衝の際に防衛計画について自由党としての具体的提案は示されてゐるわけですね。それによると、大体五カ年計画によると、その毎年の維持費一兆四千億程度ということになつてゐるのです。これは日本の国力、財政力等から言つて、大蔵大臣は負担し得るものか或いは又それを越えるものかどうか考えますか。

○国務大臣(小笠原三九郎君) 防衛計画についていろいろ／＼三党の間に話合ひがございましたが、実は成案になつてゐるとはまだ承知いたしておりません。又防衛庁その他から、成案として示されたものも持つておりません。但し財政計画といたしましては、これは木村さんがよく御承知のように、本年の大体予算が、二十九年度の予算が保安庁がたしか七百八十八億、それから予算外が八十億、それに防衛分担金が五百八十五億ですから、千四百五十三億たしかあると思ひますが、それ以上日本で負担し得るかどうかという問題については、これも御承知のような賠償問題等に対するいろいろ／＼な交渉の今後の結果にもよることでありまして、更に又イロア、ガリオアについて目下交渉が進んでおつて、その結果によつても日本の負担が若干増えることと考へておりますが、さればと言つて、他方国民の所得が非常に増加するかと申すと、これもお考えのようにならうと国民所得の増加が多く期待できないと私は考へております。従つて的確なることは来年度予算編成するとき閣議等で話合はなかりませぬ

が、大体の考へかたとして申上げれば、どうも本年以上に大きな財政支出をすることはなし得ない、こう私は考へておりました。これは極めて率直な回答をいたしましたわけでありませぬ。

○木村禎八郎君 大体めどはわかりませぬ。そうしますと、三党防衛折衝の具体的な基本になつてゐる五カ年防衛計画の毎年度の維持費、これを総計した一兆四千億が約三千億になるのですかね、一カ年にして。これは非常に過大である、こう思はれますが、どうでございませうね。

○国務大臣(小笠原三九郎君) 国民所得が著しく増加するやうな情勢におかれ、又いろいろ／＼しますれば、これは一応多少の増額は考へられますが、只今申上げた通り国民所得に大きな増加の期待が寄せられず、又新しく今のガリオア、イロア及び賠償等の債務負担が増えるものと思へば、そう大きなことはできないと考へるのが私は常識であると思ひます。

○木村禎八郎君 そうしますと、我が国の財政面における日本の防衛計画の限界というものは、今大体限度というものは大蔵大臣から言われたわけですか。千五百億以内ですね、大体千四百億とか或いは千三百億とか、そうすると、予算面から、国力から見た限度というものはその程度とすると、これは木村保安長官に伺いたいのですが、大体日本の防衛計画のめどというものは、そういうところにおかれるのじゃないのですか。

○国務大臣(木村篤太郎君) これは来年度のことでありますから、今大蔵大臣からお話のあつたように、日本の国力が増加して国民所得が今よりも上

昇いたしますれば、そのときには又考
えなくちやならんと考えています。こ
れと同時に、国際情勢の変化というよ
うなことも終始頭において、それと関
連して国防計画というものは立てるべ
きであらう、こう考えておられます。

○木村義八郎君 この前保安庁長官
は、この防衛二法案を提出する事由と
して、第一は国内、国際情勢の変化に
伴つて、この二法案を提出する必
要が生じたというふうに言われ、その
国内、国際情勢の変化ということにつ
いては、殊に共産勢力が攻勢になつて
来て、国内においてやほりいろ／＼な
治安悪化工作があるからと、こうい
ふに言われましたが、これまで総理
はたび／＼国力に應じた漸進的再軍備
をやると言つておられるのです。や
つぱり、ですから国力に應じたとい
うことが一番重要であつて、そして
治安、対外的な脅威というものを勿
論要に入れたければならんでし
やうが、保安庁長官の御説明ですと、国力
よりもむしろそういう内外の日本に
対する脅威、治安的な脅威というもの
に重点をおいておられるのですか。

○國務大臣(木村義太郎君) 私は常に
申しておるように、いわゆる国力不相
当の防衛計画というものは、これはあ
り得ないものである。先ず国力に重
点をおくことが当然であらう。それと
同時に国際情勢を常に勘案して、これ
にも目を注いで適正な計画を立てるべ
きであらう、こう考えているのであり
ます。

○木村義八郎君 大蔵大臣に伺いた
いのですが、国力から行くと、国力とい
う観点から見ると、どうしても二十九
年度の防衛支出が大き過ぎるのじやな
いのですか、今の政府ですと、この
一兆四算を中心とする政策は大体二
十七年度の通貨量或いは生活水準、生
産水準、大体そこを持つて行こうとし
ておられるのです。そうしますと、最近
の外貨の保有高を見たりしましても、
日本の経済は非常に危機の狀態に陥つ
ておる。そうすれば国力から行けば、
むしろ減らさなければならぬのじや
ないですか。国力に應じて防衛力を考
えて行く場合には、むしろ防衛費は二
十八年度より減らすべきじやないで
すか、その観点から言つて。

○國務大臣(木村義太郎君) これは日
本のいわゆる一兆四算の中です。それが
一割四分に一切のものを入れて止まる
ということ、これはよその國に比べ
て遙かに少ないものであり、又国民所得
に比べても非常に少ないものであり、今
日のところそれが国力以上のものでは
ないと考えておりません。

○木村義八郎君 私は衆議院の予算委
員会において各委員の大蔵大臣に対す
る質疑を見ましたが、大蔵大臣は防衛
費を国民所得或いは財政規模に比較し
て比率が非常に小さいから、大したこ
とないのだと言つておられますが、これ
は比較の観点が違うのじやないのです
か、そういう単に自衛負担でもそうで
すが、国民所得や財政負担と比較する
場合に、日本の今の生活水準から考
えたら、外国より遙かに低い生活水準、
国民所得も小さい、ですから単なる比
率関係ではいけないと思ふのです。今
大蔵大臣が御承知のように、中小業者
はどん／＼潰れて失業者が多くなつて
来て、もうすでに経済危機だ、この危
機を突破しなければならぬ、そして
一番非生産的な防衛に金を使つて、じ

や国内ですぐ共産革命が起るか、そん
なことは予想されない。対外侵略があ
ると予想されない。それなのに、どう
して無理な防衛支出をやるのですか。
○國務大臣(小笠原三九郎君) 私は自
分の國は自分で守るところへ持つて行
くのが本旨でなければならぬと思
ております。但しその程度はいつも國
力を超えてはならぬ、こういうふう
に考えておるのであります。あなた
ちよつと違ふのは、あなたは全然防衛
は無用だとされておられる、そこはち
よつと考へが違ふのであります。こ
の程度の国防を私は必要なりと考
えておるのです。

○木村義八郎君 私は全然無用だと言
つたことは一遍もないのです。大蔵
大臣が誤解しておられる。私は一応
大蔵大臣の政府側の立場に立つて、政
府側のこの法案を提案した理由、そ
れから総理がいふ国力に應じて漸進
して行くというそういう説明、そういう
ものに基いて質問してはいるのです。
それからもう矛盾があると思ふ。本
来ならば政府側の見解に立つても防衛
費を減らすのが当然、経済危機、国民
に耐乏を要求していいのじやないの
ですか。そういうような経済危機の状
態に日本が立至つてゐるのに、防衛費
を増やすというの、これは日本が自
主的に防衛をやるのじやなくて、アメ
リカにMSAその他によつて、他の力
によつて強制されているから、国力に
は実は超えているのだけれども、や
らざるを得ない。そういう非常な苦境
に立つてゐる状態だと私は思ふのです。
それが真実だと思ふのです。それを如
何にも自主的に日本がやるのかごとく
国民に偽装している。そうしないと、

反米感情が起るから偽装している、
これは傀儡政権の特徴です。自主性
のない政権の特徴です。これは議論にな
りませんからやめますが、併し大蔵大臣
は二十九年度の防衛費千四百五十三億
ですね。大体今後その程度しか負担
できない。それ以上は無理だと言われ
ましたが、三十年度もこれで済みます
か、私は二十九年度のこの防衛予算
の中にまだ／＼追加されるものが相当出
て来ると思ふ。それから平年度化する
と相当大きくなつて来ると思ふ。そ
うすると三十年度において、三十年度の
防衛費ですが、大体千五百億どまりで
とまりますが、三十年度に。

○國務大臣(小笠原三九郎君) それは
私が今申し上げたのは、大体そういう
うに行こうというのを最初に申し上げ
たのであります。来年度の予算編成
に當つて、どういふ数字が出て来るか
は、その若干の差は出て来ると思ひ
ますが、日本の国力として見るときは、
それが一つの何といひますか、原則と
して、粹といつちや語弊があるかも知
れませんが、そういう方針に、目安に
なる、こういうことを考へておるので
あつて、現在の国民所得なり経済情勢
から見れば、それから大きく出るよう
なものは国力を超えておるものであ
る、こういうふうな意味で申し上げた
のであります。

○木村義八郎君 とかく軍事費はまあ
軍機秘密ということもありますけれ
ども、その性質上経費が著しく激しく
累増する性質を持つておると思ふの
です。従つてこの予算は国会の承認を得
なければなりません。又余り急激に殖
えると国民の反対が起る、批判も起
るわけ、どうしても正面に現われたと

こゝでは余り殖えないように、何とい
いますか修飾して、そして当面は殖
えないのだけれども、それを平年度化
すると殖える、更に次の年度になると
殖えるという形において要求されてお
るのです。最初は氷山の一角であるけ
れども、それを認めて支出をする、と
どうしても次年度から更に殖える、そ
ういふ修飾隠蔽が行われて、額面通り
に素人ではわからないような予算の組
み方をしていると思ふ。従つて私は二
十九年度のこの予算を見ても、この七
百八十八億だけでは済まないと思ふの
ですが、その防衛費の補正というもの
ですね、これを予想されないのです
か。

○國務大臣(小笠原三九郎君) 今お
つしやつたような補正についてわから
ないが、併しあなたがおつしやる
通り、やはり私は考へておらないのみ
ならず、飽くまで国力に相応した面での
予算しか計上しないのであります。こ
れ、この点については御懸念のよう
なことはないと私は考へております。

○木村義八郎君 国力に相応した予算
しか組まないと言ひながら、保安庁長
官の説明などによると、それが必ずし
もこの防衛予算の限界ではないと思
ふのです。国力の負担を超えておるの
です。政府の認定によつて国内治安
確保上国力を超えても殖やさなければ
ならぬ、或いは対外侵略の危機がある
から殖やさなければならぬというよう
な、国力のほうは第二義的にされる、
今度の法案の出方、予算の組み方
は……、私はそうなつてゐると思ふの
です。国力にあつとも応じておりませ
ん。むしろ逆行して負担以上の防衛費

五

を負担している。而もですよ。今後私は又もつと殖えて来ると思う。今度のこの法案の出方は実に変則であつて予算は通ちやつて法案が後から出て、その法案も三派折衝によつて出て来る法案であつて、この予算とマツチしていない。従つてこれからまだこの法案が通つた場合に、新しく予算が出て来なければならぬ面が非常にあると思うのです。例へばですよ。この予算の中に教育局ですね、これは防衛庁法第十条によつて教育局、局が一つ殖えたと思うのです、三派折衝によつて。その予算及び防衛庁法九条の参事官、これは改進黨との折衝によつて新しく殖えて来たのだと思ひますが、こういう予算は計上されておりますか。

○政府委員(石原周夫君) 事務的な問題でございますので、私からお答え申し上げます。御指摘のように教育局長及び参事官の分は積算の内訳といたしましてございせん。併しながらこれは内局の人員の中で僅に調整をし得る人数でございせん。と、級別につきまして大蔵省と相談いたしました、きめれば相済む問題でありますから、実行上十分計らいがつかうと思ひます。

○木村禎八郎君 みんなさういふうちに最初はこのいふものを予定してないと言つていて、こういうものが出て来ると、ほかの費目から流用してこれに辻褃を合せる。成るほど二十九年ではそれは操作できますよ。併しさういふことが三十年に必ず増加が出て来るのですから、二十九年の予算はさういふものは予定されないで組んである。さうすると、結局それは三十年にしなければならぬはずですよ。さうでな

ければ、最初の二十九年の予算を組んだ時にさういふものを予定しないで組んでおつて、新しくさういふものが、教育局、参事官制度が出て来て、簡単にこの予算で賄えるとしたら、これはおかしいやないですか。そのほかにもまだ、私は予算上殖えて来なければならぬと思ひ費目がたくさんあると思う。それは前にも予算審議の時に質問しましたが、アメリカ軍から返して貰える兵舎は一体その後どうなつてゐるのですか。北海道、仙台、岐阜、もう一カ所あつたと思うのです。或いは若し駐留軍が兵舎を返すと言わなければどうするのですか。兵舎を新しく建てる必要があるんですよ。これは又それだけ予算補正が必要だし、追加が必要だと思ひます。その問題はその後どうなつてゐるのですか。

○政府委員(石原周夫君) 米軍が現在使用してゐる兵舎の返還につきましては、現在も引續き折衝中でございまして、未だ確定的な段階に到達いたしてゐません。木村委員お尋ねの若手或いは大部分というふうなものでも、若し返還をせられなかつたらどうするかという点につきましては、これは予算委員会の席上でお答え申し上げます。おきまして、今回増加をいたします人数があるわけでありまして。大体一万ちよつとであります。その程度の問題でございまして、又そのうちのどの程度のものが返還ができないことになりまするか、全体の、今我々の持つておきます宿舎の割合からいいたしますれば、さう大きな割合にはならない、従ひまして、これらの教育訓練というふうな段階におきまして、若干の不便、いろ／＼不便があるものであり

まするが、そこら辺の点は或る程度忍びまして、現在あります兵舎の方々の余裕をできるだけ使つてまいりたい、さう考へております。○木村禎八郎君 三十年の予算としてはどういふふうになります、若しそれが折合がつかないときは……○政府委員(石原周夫君) その点は返還が、只今不可能であるということか、或いは先へ行けば可能かということによりまします。さういふふうにと相成るかというところは言ひにくいんですが、さういふことがあつては三十年代におきましてそのカヴァーを取らなければならぬということがあり得るかと思ひます。そこら辺は當つて見ましての上のことでありまします。返還の時間という問題も考へなければならぬんですが、一概には申し上げられせん。

○木村禎八郎君 それから陸上自衛隊については、これは予算委員会でも問題にしましたが、初年度費がない。その初年度費は大体アメリカから武器を貸与するということ、二十八年の繰越、さういふもので賄うということになつてゐるでしよう。それは三十年にそのまゝ又賄いて来ると思ひます。それからアメリカから予定された兵器の貸与が予定通り行つてないでしよう。その場合には又こちらで作らなければならぬ。さうしたらそこから又殖えて来なければならぬ。初年度費が計上されてない。これは相當金額が大きいものだと思ひます。それについては三十年では相當賄いて来ると思ひます。この点はどうですか。

○政府委員(石原周夫君) これは予算委員会の席上でも申し上げましたように、二十九年におきましては二十七年度以降蓄積いたしましたストック及びプレスという形での資材、八十八億ばかり使つてもあります。従ひまして木村委員が御指摘のように、二十九年におきましての増員の分につきましては、その系統のストック、リプレス、この将来に及ぼす影響は二点ございまして、一つは三十年におきましての増員をいたします場合、大体洗いざらい全部というわけではございせんけれども、従来のストック、リプレスの相当大きな部分を使ひますので、三十年以降再びさういふことをやろうと思つても不可能である。従ひまして三十年以降の増員の場合には、さういふようなことで初年度の車両等の費用を計上して参らなければならぬという点の一つ。もう一つはストック及びリプレスは、おの理由があつてやつたことでありますから、これは後年度におきまして逐次財政の状況、全体の経費の差繰と晩合せまして補填をいたして参ります問題でございまして。従ひましてそれは三十年代を含めまして将来に亘る問題だといふ、二点ございまして。

○木村禎八郎君 この際二十九年の初年度費を計上されてない理由の大きな一つは、アメリカから武器の貸与を受ける、艦船の貸与を受ける、飛行機の貸与を受けるということが前提になつてゐるわけですね。その一つが……。そのために初年度費が計上されてない。そこでアメリカとの武器貸与の内容です。これについて伺ひたいんですが、それでこれは兵器については我々資料を頂きました、兵器、艦船、飛行機について……。で、アメリカから貸与を

受けるときに、これを調べるんですか、最初から……。調べないんですか。それで私が要求した資料には、その製造年月、それから性能というものを要求してある、さういふものをお示し願ひないか、ボロ兵器を貸与するんではないかと言われておるんです。早くこれが壊れたり、消耗してしまつた場合、新しく日本が作らなければならぬ。さうすると財政上相當負担が出て来る。それから戦艦についても七千トン級の、あれは駆逐艦といふのですか、あれはアメリカは貸したくないと言つてゐる。話に聞きますと、保安庁からアメリカに行つて調べて、實際に見たところ、七千トン級は非常に近代装備でいいものである。だから是非これを貸してもらいたいと言つたところが、向うではいやだと、その代り、七千トン級のものを二隻やる。そのトン級の少ないものを二隻やる。その代り飛行機を若干やるからどうだと、さういふ風に言われた。さうなると、實際日本の防衛計画がどこに立つのですか。こつちや予算じややんと七千トン級が入つてゐる。これがなければ独自の防衛計画にならない。アメリカでは貸さない。違つた艦船を貸してくる。或いは日本で希望しなかつた飛行機を余計なものと、さういふことでは独自の防衛計画にならないと思ひます。従つて、この兵器の貸与なり、艦船の貸与なんかでも現物を先に見るのかどうか、その辺をよく承わつておきたいのです。

○政府委員(石原周夫君) 事務的な点についてのお答えを申し上げます。最初の本年の初年度費が、米側からの貸与のために特に計上してないという点で

に、二十九年におきましては二十七年度以降蓄積いたしましたストック及びプレスという形での資材、八十八億ばかり使つてもあります。従ひまして木村委員が御指摘のように、二十九年におきましての増員の分につきましては、その系統のストック、リプレス、この将来に及ぼす影響は二点ございまして、一つは三十年におきましての増員をいたします場合、大体洗いざらい全部というわけではございせんけれども、従来のストック、リプレスの相当大きな部分を使ひますので、三十年以降再びさういふことをやろうと思つても不可能である。従ひまして三十年以降の増員の場合には、さういふようなことで初年度の車両等の費用を計上して参らなければならぬという点の一つ。もう一つはストック及びリプレスは、おの理由があつてやつたことでありますから、これは後年度におきまして逐次財政の状況、全体の経費の差繰と晩合せまして補填をいたして参ります問題でございまして。従ひましてそれは三十年代を含めまして将来に亘る問題だといふ、二点ございまして。

○木村禎八郎君 この際二十九年の初年度費を計上されてない理由の大きな一つは、アメリカから武器の貸与を受ける、艦船の貸与を受ける、飛行機の貸与を受けるということが前提になつてゐるわけですね。その一つが……。そのために初年度費が計上されてない。そこでアメリカとの武器貸与の内容です。これについて伺ひたいんですが、それでこれは兵器については我々資料を頂きました、兵器、艦船、飛行機について……。で、アメリカから貸与を

受けるときに、これを調べるんですか、最初から……。調べないんですか。それで私が要求した資料には、その製造年月、それから性能というものを要求してある、さういふものをお示し願ひないか、ボロ兵器を貸与するんではないかと言われておるんです。早くこれが壊れたり、消耗してしまつた場合、新しく日本が作らなければならぬ。さうすると財政上相當負担が出て来る。それから戦艦についても七千トン級の、あれは駆逐艦といふのですか、あれはアメリカは貸したくないと言つてゐる。話に聞きますと、保安庁からアメリカに行つて調べて、實際に見たところ、七千トン級は非常に近代装備でいいものである。だから是非これを貸してもらいたいと言つたところが、向うではいやだと、その代り、七千トン級のものを二隻やる。そのトン級の少ないものを二隻やる。その代り飛行機を若干やるからどうだと、さういふ風に言われた。さうなると、實際日本の防衛計画がどこに立つのですか。こつちや予算じややんと七千トン級が入つてゐる。これがなければ独自の防衛計画にならない。アメリカでは貸さない。違つた艦船を貸してくる。或いは日本で希望しなかつた飛行機を余計なものと、さういふことでは独自の防衛計画にならないと思ひます。従つて、この兵器の貸与なり、艦船の貸与なんかでも現物を先に見るのかどうか、その辺をよく承わつておきたいのです。

○政府委員(石原周夫君) 事務的な点についてのお答えを申し上げます。最初の本年の初年度費が、米側からの貸与のために特に計上してないという点で

に、二十九年におきましては二十七年度以降蓄積いたしましたストック及びプレスという形での資材、八十八億ばかり使つてもあります。従ひまして木村委員が御指摘のように、二十九年におきましての増員の分につきましては、その系統のストック、リプレス、この将来に及ぼす影響は二点ございまして、一つは三十年におきましての増員をいたします場合、大体洗いざらい全部というわけではございせんけれども、従来のストック、リプレスの相当大きな部分を使ひますので、三十年以降再びさういふことをやろうと思つても不可能である。従ひまして三十年以降の増員の場合には、さういふようなことで初年度の車両等の費用を計上して参らなければならぬという点の一つ。もう一つはストック及びリプレスは、おの理由があつてやつたことでありますから、これは後年度におきまして逐次財政の状況、全体の経費の差繰と晩合せまして補填をいたして参ります問題でございまして。従ひましてそれは三十年代を含めまして将来に亘る問題だといふ、二点ございまして。

○木村禎八郎君 この際二十九年の初年度費を計上されてない理由の大きな一つは、アメリカから武器の貸与を受ける、艦船の貸与を受ける、飛行機の貸与を受けるということが前提になつてゐるわけですね。その一つが……。そのために初年度費が計上されてない。そこでアメリカとの武器貸与の内容です。これについて伺ひたいんですが、それでこれは兵器については我々資料を頂きました、兵器、艦船、飛行機について……。で、アメリカから貸与を

受けるときに、これを調べるんですか、最初から……。調べないんですか。それで私が要求した資料には、その製造年月、それから性能というものを要求してある、さういふものをお示し願ひないか、ボロ兵器を貸与するんではないかと言われておるんです。早くこれが壊れたり、消耗してしまつた場合、新しく日本が作らなければならぬ。さうすると財政上相當負担が出て来る。それから戦艦についても七千トン級の、あれは駆逐艦といふのですか、あれはアメリカは貸したくないと言つてゐる。話に聞きますと、保安庁からアメリカに行つて調べて、實際に見たところ、七千トン級は非常に近代装備でいいものである。だから是非これを貸してもらいたいと言つたところが、向うではいやだと、その代り、七千トン級のものを二隻やる。そのトン級の少ないものを二隻やる。その代り飛行機を若干やるからどうだと、さういふ風に言われた。さうなると、實際日本の防衛計画がどこに立つのですか。こつちや予算じややんと七千トン級が入つてゐる。これがなければ独自の防衛計画にならない。アメリカでは貸さない。違つた艦船を貸してくる。或いは日本で希望しなかつた飛行機を余計なものと、さういふことでは独自の防衛計画にならないと思ひます。従つて、この兵器の貸与なり、艦船の貸与なんかでも現物を先に見るのかどうか、その辺をよく承わつておきたいのです。

○政府委員(石原周夫君) 事務的な点についてのお答えを申し上げます。最初の本年の初年度費が、米側からの貸与のために特に計上してないという点で

に、二十九年におきましては二十七年度以降蓄積いたしましたストック及びプレスという形での資材、八十八億ばかり使つてもあります。従ひまして木村委員が御指摘のように、二十九年におきましての増員の分につきましては、その系統のストック、リプレス、この将来に及ぼす影響は二点ございまして、一つは三十年におきましての増員をいたします場合、大体洗いざらい全部というわけではございせんけれども、従来のストック、リプレスの相当大きな部分を使ひますので、三十年以降再びさういふことをやろうと思つても不可能である。従ひまして三十年以降の増員の場合には、さういふようなことで初年度の車両等の費用を計上して参らなければならぬという点の一つ。もう一つはストック及びリプレスは、おの理由があつてやつたことでありますから、これは後年度におきまして逐次財政の状況、全体の経費の差繰と晩合せまして補填をいたして参ります問題でございまして。従ひましてそれは三十年代を含めまして将来に亘る問題だといふ、二点ございまして。

あります。これは先ほど申上げました二十七年年度以降のストック、リプレースを流用しておるといのが、本年度予算の第一の重大特色であります。が、それ以外につきましては、アメリカ

な非常に役に立たないようなものを借りまして、将来それらの修理、或いは取替というような、異常な負担がかからないようなには両方で打合せをして努力します。

○木村禧八郎君 兵器は大体どのくらいつたのが目標になつて、予算に組まれておるのですか。

○政府委員(石原周夫君) 兵器の修理のうちで、これは御承知のように、今予算に計上しております修理関係は、陸上自衛隊につきましては、部品の系統は向うからもらつております。

現在……。今後も引続いてそういうふうな行き方でやろうというふうなことになるので、貸与武器につきましては今の今予算上計上しております金額は、武器の手入れ費、武器を洗つ

たり拭いたりする手入れの費用及び車両のようなものにつきましては、当然ガソリンでございすとか、そういうような燃料というようなものがございするので、この陸上自衛隊の武器の

関係につきましては、予算計上の基礎となつております耐用年数は、どのくらいつたかということは、ちよつと一概に申上げられません。海のほうは、これは修理費が作りまして、その

経過いたしました年数が非常に違うのであります。一応今のところは製造後十年ということを一応の見当といたしまして、修理費の計算をいたしております。

○木村福八郎君　大蔵大臣に伺います
 が、二十八年度と、二十九年度のこの
 防衛費の実支出は、どのくらいになる
 のですか。実支出といえますのは、当
 該年度に計上された防衛費に前年度か

しを差つ引いたものですね。この比較はどのくらいになるのですか。この防衛支出については、ただ当該年度に計上された防衛費に比較しても、これは比較にならないと思うのです。前年度

からの繰入れと次年度への繰越しを差
つ引いて計算しなければならん。

○国務大臣(小笠原三九郎君) 今ちよ

つと計算した上で申上げます。

○木村禮八郎君　それじやそれは今計算して、あとでできましたら伺います。

で、なお大蔵大臣にお伺いしたいのは、一般にこの防衛費については、真

剣にまだ考えられていないのではないかと、という気がするのです。それは実際に防衛支出が、二十九年度予算に七百七十八億、二十八年度六百十三億、それでそう大して殖えてないように思わ

れています。殊に二十九年度を平年度化して、そうして三十年度の防衛分の額を加えると、相当大きくなるのです。更に三十一年度を加えると、相当又大きなものになる。私は今度のM

SA協定によつて、こういう防衛三法案が出て、ここで再軍備、新しい意味での再軍備に再スタートする場合に、日本の経済、財政、国民生活に多大な変化が来るわけなんです。真剣に

我々はこの防衛の問題は、財政面、経済面からも検討しなければならん。今ここにこれだけ出て来たら、それだけで済むと思つたら大間違いで、今後の将来のこの防衛費の殖え方というもの

を考慮に入れながら検討しなければならぬ。それについては、どうしても五年計画というものは、一応ここできちんとできて、それに基いてやって行かなければならないのに、国防計画も五

の当面の年度の予算だけを考へて行くというような防衛費の組み方は、こんな無責任なやり方はないと思うのですよ。そこで今後のやはり防衛費のあり方について、大蔵大臣は基本的に、ど

ういふふうに考えておられるか、平年度に直しますと、相当大きな、前に比べて大体少くとも百五十億殖えてい

る。そうなると七百八十八億に百五十億で、九百三十億ぐらいになるのです。それに前に保安庁長官が言われましたが三十年代に陸上二万、海軍六千、空軍八千六百と、これだけの規模

を加えますと、相当大きくなると思うのです。この出された資料によりますと、この二十九年度陸海空三自衛隊の業務計画表というのを頂いた。大体八月に三十年度の予算の編成をやること

になつています、自衛隊は……。従つて三十年度の大体の防衛費の規模というものは、もうわからなければならぬはずですよ。従つてその点について、先ず大蔵大臣としてのお立場から

○國務大臣(小笠原三九郎君) さあ私どもとしては、今お話にあつたように、例えば保安庁費に来年若干増え

る。若干殖えるというのは、今お話があつた百五十億か、百二十億か、その点は数字は確めておりませんが、恐らく百五十億を超えるような大きな数字ではないと私は記憶しております。三十

年度については、そのほか向うからM
SA関係で入つて来るもの等もあつ
て、どういふものが一体入つて来るか
というところで分れますが、先ほど申
した通りに、千四百五十三億という、

く変えるという考えは持つておりません。ただ従つてどういふものがどういふふうに残えて、どういふものが一方で節約されるかという点が、はつきりせん点がございます。こういうことが

ありますので、数字的に言えません
が、大摺みに申しまして、千四百五十
三億というところが大きく差を生ずる

ことはない。但し保安庁費は過日もちよつとお話に出ており、私どももたしか申したと思いますが、百億か、百五十億程度殖えるのじやないか、こういうふうに見ております。

○木村禮八郎君 それから二十九年度の予算を見ますと、航空自衛隊については、航空機の購入なんかは器材費から出ているわけです。保安庁費のほうから出ています。ところが海上自衛隊

のほうを見ますと、それは艦艇建造費は保安庁施設費から出ているのですね、保安庁費から出ているのです。これはどういふわけで違うわけですか。

○政府委員（石原周夫君） 御指摘のよ

うに、保安庁の全体の予算は(項)保安庁
というのと、(項)施設費とあります。保
安庁施設費のその二つに分れておりま
して、境い目のところをどう引くかと
いう点であります。それで大体不動産

のほうの性質もございますが、御指摘の器材と船舶という関係につきましては、相当大きな器材もほかにあるものでありますから、航空機までは、一応器材費、船舶というものは、これ

はいろいろ扱いにおきましても不動産という扱い、国有財産法上もそういう扱いになっております。一応今までのところは、船舶建造費というものは施設のほうで扱うという扱いにして

○木村義八郎君 それはおかしいですね。航空機なんか消耗度が多い。だからそういうわけで物品費ですか、物品費というように形で計上すると思うが、性質から言えば、やはりこの海上自衛隊の場合のように、保安庁施設費の項目に入るのが当り前じやないのですか。戦争のいわゆる手段武器としてはです。片一方は艦艇建造費として保安庁施設費から出ている。片方のほうは保安庁施設費のほうに入らないというのは、空軍のほうはどうもこれがおかしいじやないですか。

○政府委員(石原周夫君) いろいろ境目のところでありまして考え方があると思うのでございますが、これは多少例は違いますが、ヘリコプターを一番最初に買いましたのは、海上保安庁であります。海上保安庁は当時の扱いにおきまして、これは施設費の扱いをしていなかった。御承知のように飛行機の命数というものは、相当短いのが常であります関係上、従来の分け方としては施設費と、そういう不動産的なものとを一緒にそこで切りまして、器材の扱い方にしてあります。

○木村義八郎君 この保安庁長官の考え方ですが、アメリカの航空機の貸与はこれからもつと多くなるわけですか、貸与機数は……それからいろいろこの種類ですね、種類なんかも非常に変わって来るわけですね。

○国務大臣(木村篤太郎君) 我々といましては、アメリカから成るべく航空機の貸与を受けたいと考えております。併しアメリカにもいろいろ事情があることでありますから、その間の調整をどう取って行くかということ、は、今確定的に申上げることができません。

せん。機種につきましては、今主として練習機を主においておるのであります。メンター練習機を使っております。これによつて乗員をまあ養成することが一番肝要であらう。飛行機を貸与を受けたのであります。これを乗りこなす者がなければ役に立たないと思ひます。先ず練習機をアメリカから相当数貸与を受けなきゃならぬ、主として乗員養成のほうに力を注ぎたい、こう考えております。

○木村義八郎君 これから航空機と海軍に重点を保安長官はおいでいきたいと言ふのですが、これは相当これから予算をたくさん食う軍事計画だと思ふのです。大蔵大臣がどう考えますか、こういう三軍バランス計画になつていますが、現在、二十九年は陸上に重点をおかれておるのですが、三十年、三十一年度、将来は空軍、海軍に重点をおくというの、相当予算を今度は食うわけですね。そういう財政面から、国力から言ふところの防衛計画については、どういうお考えを持っていますか。予算の面から見て……

○国務大臣(小笠原三九郎君) 予算面からは、提案されたものについての一応説明をよく聞いた上でないと、これは私が今ここで保安庁長官になつたようになつても御返事をすることは避けたいと思ひます。

○木村義八郎君 そんな情けない大蔵大臣では困るのです。アメリカではです。ニュー・ルック政策や、戦略転換という面などから来ますと、経済面から相当問題が起きて来るようですね。ダレス長官の演説なんか見てもですね。アメリカはやはり最初は軍当局の意向によつて軍事予算を組んだだけ

も、経済が行き詰つて、経済面から今度には作戦を練り直さなきゃならぬという面も出て来て、経済面から、やはり僅かの費用で破壊力の大きいものを持つ、そのために原子兵器を中心とする、ああいうニュー・ルック政策に転換した、こう言われておるのです。ですからやはり国力に應じた防衛計画を考えたい、このときに、大蔵大臣もこれから防衛のことを少し御勉強しなくちゃならんわけですね。(同感)と呼ぶ者あり。財政当局が防衛に……。而もこの予算は防衛予算だ。今後はMSA協定を中心として、日本の財政も、経済も、税制その他も、密接にこの防衛計画と関連があるのです。その財政当局が防衛について殆んど理解がない、わからんというふうな、今の御答弁では、非常に心細いわけですね。

で、これは若し余り予算を食うのだつたならば、大蔵大臣はやはり予算面からこれは制約しなきゃならんわけですね。そのときにやはり或る程度の防衛計画に対する理解がなければ、こういうふうな予算を削つても、日本の防衛はよろしいのだ、そういう見地から予算を敢然として削るような決意を持たなければ、そういう又準備をしていなきゃならんわけですね。それでよろしゅうございませうか。

○国務大臣(小笠原三九郎君) よくお話を承つておきます。

○木村義八郎君 甚だどうも心細い限りです。今度も大抵財政でも経済でも、MSA協定を中心として防衛二法案ができ、そうして再軍備段階に入れば、財政経済の画期的な変化がくるのです。もう変化が現われて来た。その場合に大蔵大臣が国力との均衡におい

て漸増計画を考えなければならぬと云ふに、防衛についてちつとも理解がないということではお話にならないと思うのです。そこでもう少し理解のある御答弁があると思つたのですけれども、それでは質問してもしかたがありませんから……

それからさつきの数字までできませんか。

○政府委員(石原周夫君) 只今手許に防衛支出による繰越の数字がないものですから、防衛支出金のほうは当該年度の金額、これは御承知のように一億五千五百万ドルに該当いたします支出金のほうは、これは繰越勘定にございせん。ただ国内のほうの補償費系統には繰越がございまして、その点の調整をいたさなければなりませんので、ちよつとこの金額がわかりませんが、その金額は予算額のままでは保安庁系統の金だけは繰越の増減を差引いて確定したものだけは申上げた。安全保障費は別にいたしまして、その二つだけの前提で申上げますと、二十七年度は一千一百一十二億になります。それから二十八年度が一千一百九十九億、ちよつとこの辺は今宙で計算しておりますので、数億の違いは一つ御了承願ひたいと思ひます。それから二十九年度は、来年度繰越がわかりませんので、本年度予算に前年度の繰越だけを入れて見ますと、一千六百二十九、この中から又二十八から二十九に越して来たような繰越が出来ますので、その金額を引かなければなりませんから、今申上げた千億、千二百億というふうにいきなりお考えになることは間違ひでございます。とりあへずの数字だけ申上げておきます。

○木村義八郎君 それはあとで資料にして……大蔵大臣に対する私の質疑はこれで……

○岡田宗司君 木村君から大分質問がありましたので、私の分は極く僅かですが、先ずお伺ひしたいのは、今度のMSA援助協定によつて五千万ドルの小麦を買うことになる。その中の一千五百万ドルが贈与になる。その三十六億円の特別会計予算を審議いたします場合に、随分問題になりましたし、その後あの特別会計が設置されますときにいろいろ問題になつたが、あの使用方がまだ明らかになつていない。あれはその後いろいろとアメリカとの折衝もあつたらうと思ふのですが、どういふふうに使われることに大体話がついてゐるのか。例えばどういふ産業にそれが使われるのか、それが融資の形で行くのか或いは投資という形で行くのか、その辺についてもう大体めどがついてゐると思ふのでお伺ひしたい。

○国務大臣(小笠原三九郎君) これはまだ実は関係各省で話合つておりますが、結論には入つておりません。ただ一致してゐることは、主としてこの金は開発銀行を通じていわれるコンマ・シャル・ベースの下に貸出をする、こういうことであるとして、どういふ業種にどう出すかという問題につきましては、相談しておりますが、なか／＼各省議論がありましてまだ結論が出ておりません。従つて先方へもまだ相談いたしておりません。

○岡田宗司君 今開発銀行を通じてコンマ・シャル・ベースの上に貸出しを行う、こういうことになつたように聞きました。先に例えはジェット・エンジンの製作のために投資をするという

に當るといふようにも考え、私もいろいろ考えたのですけれども、併しこれはやはりあまいにできない問題でありまして、どうしても今度の日本の財政経済等に非常に重大な關係がある。この点に對する責任は參議院に在ることを去來に對し、責任は參議院に在ることを

これでもういよいよおしまいになつて、今後これに關して質疑をする機会がなくなつてしまふ。従つて最後に参議院で再軍備に關する質問をするに當つて、どうしても衆議院はそのままで通つたかも知れませんが、参議院においては緒方副総理が會つてこの憲法は明らかに自衛力を否定しているといふことを言明されておられるが、それと矛盾するお考えを持つに至つたことは非常に私は遺憾であり、この間の御答弁では過ちを改むるに憚るなかれと言われましたが、これは過ちではなく、私は節を変えたと思ふのです。変節である、変節改論といふことである。従つてこれについてはどうしても私は副総理の心境を質さなければならぬと思ひます。それは当然私は副総理は選挙に臨んだ時は、そういうお考えで臨んだと思ひます。その後當選されて国会に出て来られて、而も重要な副総理という地位につかれてから、選挙當時と考へが變つたと、これは私緒方副総理ばかりじゃないと思ふのです。ほかにもそういうかたは相當あると思ふのです。従つてこの再軍備をする場合には、どうしても政府は一応再軍備の問題、このMSAを中心とする具体的な再軍備の問題については、解散をして改めて國民に問うてから、これは憲法に違反しているかしていいないかという國民に審判さして、そういう態度をきめるべきものではないかと思ふのです。緒方副総理のお立場だけではないと思ふのです。具体的にいう目の前に再軍備の問題が起つて来た時には、従来考へておつたことをもつとはつきりこれを突きつめて考へ直さなければならぬ。その時には考へがやはり

變つていくこともあり得るわけですが。従つてどうしても私はこの再軍備の問題については、政府が解散をして國民に信を問うてから、これを取上げるべきだと思ふのですが、この点の副総理のお考えを伺ひたいと思ひます。

○國務大臣(緒方竹虎君) 今御引用になりました私が新聞社で座談會の時に発言したその発言であります。それはこの間おつしやつたように、二十七年の一月かと思ひますが、時期がいつであるといふことは余り問題じゃないのですが、今の憲法が制定されましたが、当時の貴族院でいろいろな議論が出た。それを速記録で私見記憶が私ありますが、その中にはかなりはつきり自衛力を持つことを否定したような言葉もあつたやうであります。私がそのことを引用したかも知れませんが、私の今の記憶では、憲法は軍備を否定しておると言つたことは、一回でなしに二、三回そういうことを言つたことが記憶にあります。その点は私は今も變つておりません。自衛力を否定するといふことは、若し言つておるとすれば、それはそも／＼學問的にいう國家といふものを否定すると同じやうな意味になるので、私は独立しておる國である以上、自衛権といふものはこの國のもつたものである。従つて自衛力といふものは當然のものである。併しそれは私どもの考へておられます軍備といふものまでの高い自衛力を持つことが出来るかどうかといふことは、これは憲法によつて制約を受けておるので、今の憲法に対する私どもの解釈としては軍備を持ち得ない、さように考へております。それだけに將來日本が軍備を持つ場合には、これはや

はり一応も二応も國民の輿論に問うて、國民の、むしろ國論によつて憲法も改正し、同時に軍備も持つといふことにならなければいかんのではない。私らとしましてはやはり國の自衛力といふものは當然に持たなければならぬけれども、その自衛力をどういふふうを持つかといふことは、これはやはり國民生活と配合させて考へるべきものであつて、國民生活の安定充実といふようなことを無視して持つべきものではない。今の段階におきましては、いわゆる軍備といふほどのものは國際環境の如何にかかわらず持つといふことも持ち得ないといふことが、不幸にして事實であると思ふに考へております。

○木村禮八郎君 軍備といふ言葉のあやになりまふけれども、これまで保安庁長官或いは法制局長官等によりますと、結局まあ戦力といふものは憲法に否定される。併し戦力に至らない軍備は持つてもいいのだ、こういうふうな解釈なんです。ところで副総理は軍備によらざる自衛力といふものも否定しているのかどうか言われておるのです。ですからこれまで言われたことと、それから現在の再軍備を認めるというところは、どうしても正反對である。選挙公約は結局新聞では論議、社説のようなものであつて、社説が全く正反對のことを書くといふことは、これは重大な問題だと思ふのです。これはジャーナリズムの道義に關するものであつて、私はどうしてもジャーナリズムの權威といふものを守る上においても、この点はどうしても私は明かにしておかなければならぬ。選挙に立つときには自衛力を否定しているのだと

いう立場で選挙に立つて、あとになつてそれと全く正反對の説をなすに至つては、例えばこの国会でMSAに賛成し、予算、或いは二法案に賛成しておいて、今度解散があつたときには、あれは自分は間違つておつたのだ。自分はいふに反對であつたといつて立つといふようなことがあつたら、これは道義上許さるべきではないと思ふ。私は緒方副総理はジャーナリズムの先輩として、人格識見についてかねて尊敬して来たかたであります。それだけに私は非常に遺憾である。殊にジャーナリズムとしてその權威をやはりあらしめるためには、そういう変説改論をしたときこそ、まづきりとこれは変説改論をしたことについての態度を明かにすべきである。そういう場合には少くとも私は重要な政局担当の地位につかれるべきではないのではないかと。非常に非礼、私もこういうことを緒方副総理に申上げるのは実に好まないのです。夕べいろいろ考へたのです。そつとこれは放つておいたほうがいいかと思つたんですけれども、衆議院はそれで済んだかも知れないけれども、参議院はやはり煩雜でこういう問題を通してはいけません。やはり事態をはつきりとしなければならぬ。これは先輩であらうとなかろうと、こういう点は緒方副総理よく了解して頂けると思ふのです。非常に非礼かも知れませんが、あえて御質問したのであります。少くともこれについては憲法上いろいろ疑義があると思ふのです。はつきりとなかなか割切れない。世論もいろいろ憲法違反ではないか、いろいろな諸學者にも諸説紛々としてゐるわけです。少くとも疑義がある場合には、やはり憲法改正をして臨むのが本當ではないかと思ふのですが、その点は如何でしよう。

○國務大臣(緒方竹虎君) 厳しい御批判であります。私は選挙のときに自衛力を持つていかんという演説は実は一ぺんもしてありません。その新聞に書いてありますのは、私今十分に、どう出ているか記憶がありませんし、又私の言つた通り出ているかどうか知りませんが、私は自分の意見として自衛力を否定するといふようなことは、どう書かれておりますかどうか知らんけれども、その場合私は恐らく言つていないと思ひます。ただ私自身憲法草案審議のときの貴族院の議論の中に、自衛力すら否定するやうな意見があつたので驚いた記憶がありますけれども、それを自分の意見として受け充つた記憶はない。それから選挙のときに私は自衛力を否定した演説は一遍もしておりません。それから今憲法についていろいろ意見がある、これはもう御指摘の通りで、国会の中においても党によつて意見が非常に違つておるのです。それから學者の間にも意見が違つておるのことは事実であります。併しこれは政府としましては一つの初めから變らない意見を持つておるので、將來再軍備、いわゆる文字通りの再軍備をする場合に憲法を改正しなければならぬ事態になると思ひますが、それが今の時期であるかどうかといふことはつきましても、輿論の趨向からも、又政府の従来とつて参りました立場からも余ほど慎重に検討しなければ結論は出せないと思ひます。

○木村禮八郎君 私ここに朝日新聞の二十七年一月一日の縮刷版を持つて参

これでもういよいよおしまいになつて、今後これに關して質疑をする機会がなくなつてしまふ。従つて最後に参議院で再軍備に關する質問をするに當つて、どうしても衆議院はそのままで通つたかも知れませんが、参議院においては緒方副総理が會つてこの憲法は明らかに自衛力を否定しているといふことを言明されておられるが、それと矛盾するお考えを持つに至つたことは非常に私は遺憾であり、この間の御答弁では過ちを改むるに憚るなかれと言われましたが、これは過ちではなく、私は節を変えたと思ふのです。変節である、変節改論といふことである。従つてこれについてはどうしても私は副総理の心境を質さなければならぬと思ひます。それは当然私は副総理は選挙に臨んだ時は、そういうお考えで臨んだと思ひます。その後當選されて国会に出て来られて、而も重要な副総理という地位につかれてから、選挙當時と考へが變つたと、これは私緒方副総理ばかりじゃないと思ふのです。ほかにもそういうかたは相當あると思ふのです。従つてこの再軍備をする場合には、どうしても政府は一応再軍備の問題、このMSAを中心とする具体的な再軍備の問題については、解散をして改めて國民に問うてから、これは憲法に違反しているかしていいないかという國民に審判さして、そういう態度をきめるべきものではないかと思ふのです。緒方副総理のお立場だけではないと思ふのです。具体的にいう目の前に再軍備の問題が起つて来た時には、従来考へておつたことをもつとはつきりこれを突きつめて考へ直さなければならぬ。その時には考へがやはり

變つていくこともあり得るわけですが。従つてどうしても私はこの再軍備の問題については、政府が解散をして國民に信を問うてから、これを取上げるべきだと思ふのですが、この点の副総理のお考えを伺ひたいと思ひます。

○國務大臣(緒方竹虎君) 今御引用になりました私が新聞社で座談會の時に発言したその発言であります。それはこの間おつしやつたように、二十七年の一月かと思ひますが、時期がいつであるといふことは余り問題じゃないのですが、今の憲法が制定されましたが、当時の貴族院でいろいろな議論が出た。それを速記録で私見記憶が私ありますが、その中にはかなりはつきり自衛力を持つことを否定したような言葉もあつたやうであります。私がそのことを引用したかも知れませんが、私の今の記憶では、憲法は軍備を否定しておると言つたことは、一回でなしに二、三回そういうことを言つたことが記憶にあります。その点は私は今も變つておりません。自衛力を否定するといふことは、若し言つておるとすれば、それはそも／＼學問的にいう國家といふものを否定すると同じやうな意味になるので、私は独立しておる國である以上、自衛権といふものはこの國のもつたものである。従つて自衛力といふものは當然のものである。併しそれは私どもの考へておられます軍備といふものまでの高い自衛力を持つことが出来るかどうかといふことは、これは憲法によつて制約を受けておるので、今の憲法に対する私どもの解釈としては軍備を持ち得ない、さように考へております。それだけに將來日本が軍備を持つ場合には、これはや

はり一応も二応も國民の輿論に問うて、國民の、むしろ國論によつて憲法も改正し、同時に軍備も持つといふことにならなければいかんのではない。私らとしましてはやはり國の自衛力といふものは當然に持たなければならぬけれども、その自衛力をどういふふうを持つかといふことは、これはやはり國民生活と配合させて考へるべきものであつて、國民生活の安定充実といふようなことを無視して持つべきものではない。今の段階におきましては、いわゆる軍備といふほどのものは國際環境の如何にかかわらず持つといふことも持ち得ないといふことが、不幸にして事實であると思ふに考へております。

○木村禮八郎君 軍備といふ言葉のあやになりまふけれども、これまで保安庁長官或いは法制局長官等によりますと、結局まあ戦力といふものは憲法に否定される。併し戦力に至らない軍備は持つてもいいのだ、こういうふうな解釈なんです。ところで副総理は軍備によらざる自衛力といふものも否定しているのかどうか言われておるのです。ですからこれまで言われたことと、それから現在の再軍備を認めるというところは、どうしても正反對である。選挙公約は結局新聞では論議、社説のようなものであつて、社説が全く正反對のことを書くといふことは、これは重大な問題だと思ふのです。これはジャーナリズムの道義に關するものであつて、私はどうしてもジャーナリズムの權威といふものを守る上においても、この点はどうしても私は明かにしておかなければならぬ。選挙に立つときには自衛力を否定しているのだと

いう立場で選挙に立つて、あとになつてそれと全く正反對の説をなすに至つては、例えばこの国会でMSAに賛成し、予算、或いは二法案に賛成しておいて、今度解散があつたときには、あれは自分は間違つておつたのだ。自分はいふに反對であつたといつて立つといふようなことがあつたら、これは道義上許さるべきではないと思ふ。私は緒方副総理はジャーナリズムの先輩として、人格識見についてかねて尊敬して来たかたであります。それだけに私は非常に遺憾である。殊にジャーナリズムとしてその權威をやはりあらしめるためには、そういう変説改論をしたときこそ、まづきりとこれは変説改論をしたことについての態度を明かにすべきである。そういう場合には少くとも私は重要な政局担当の地位につかれるべきではないのではないかと。非常に非礼、私もこういうことを緒方副総理に申上げるのは実に好まないのです。夕べいろいろ考へたのです。そつとこれは放つておいたほうがいいかと思つたんですけれども、衆議院はそれで済んだかも知れないけれども、参議院はやはり煩雜でこういう問題を通してはいけません。やはり事態をはつきりとしなければならぬ。これは先輩であらうとなかろうと、こういう点は緒方副総理よく了解して頂けると思ふのです。非常に非礼かも知れませんが、あえて御質問したのであります。少くともこれについては憲法上いろいろ疑義があると思ふのです。はつきりとなかなか割切れない。世論もいろいろ憲法違反ではないか、いろいろな諸學者にも諸説紛々としてゐるわけです。少くとも疑義がある場合には、やはり憲法改正をして臨むのが本當ではないかと思ふのですが、その点は如何でしよう。

○國務大臣(緒方竹虎君) 厳しい御批判であります。私は選挙のときに自衛力を持つていかんという演説は実は一ぺんもしてありません。その新聞に書いてありますのは、私今十分に、どう出ているか記憶がありませんし、又私の言つた通り出ているかどうか知りませんが、私は自分の意見として自衛力を否定するといふようなことは、どう書かれておりますかどうか知らんけれども、その場合私は恐らく言つていないと思ひます。ただ私自身憲法草案審議のときの貴族院の議論の中に、自衛力すら否定するやうな意見があつたので驚いた記憶がありますけれども、それを自分の意見として受け充つた記憶はない。それから選挙のときに私は自衛力を否定した演説は一遍もしておりません。それから今憲法についていろいろ意見がある、これはもう御指摘の通りで、国会の中においても党によつて意見が非常に違つておるのです。それから學者の間にも意見が違つておるのことは事実であります。併しこれは政府としましては一つの初めから變らない意見を持つておるので、將來再軍備、いわゆる文字通りの再軍備をする場合に憲法を改正しなければならぬ事態になると思ひますが、それが今の時期であるかどうかといふことはつきましても、輿論の趨向からも、又政府の従来とつて参りました立場からも余ほど慎重に検討しなければ結論は出せないと思ひます。

○木村禮八郎君 私ここに朝日新聞の二十七年一月一日の縮刷版を持つて参

つております。これにはもう非常にはつきりと言明されているんです。余りにはつきりしているのだから私は驚いたわけなんです。従つて御質問したわけですが、又少くとも疑義があればこれはごま化してはいけません。それがために憲法をごま化してはいかん。はつきり憲法を改正して、憲法改正は困難であるがごま化しちやいかん。やつぱり改正して臨むべきだ、こういうことも言われておる。これは私はこのお立場として非常にはつきりした御議論であつたと思つておりましたところ、反対の御言葉を私は聞きまして、非常に遺憾だと思つておりました。私はた

だいたらずに非難、コンデムネーションを好んでやるわけではございませんので、あとは国民なり或いは他の委員の批判に待つていたしまして、これ以上私は緒方副総理に対してこの問題については御質問申し上げません。ただこれに関連して憲法の問題、これは副総理についての質問ではございせん。只今副総理が……

○国務大臣(緒方竹虎君) 選挙民に対して二枚舌を使つたことはありませ

○木村八郎君 併しこれは今後私はそういうモデル・ケースになるとい

○国務大臣(緒方竹虎君) 新聞に出たことを私は全責任を負うわけには行き

○木村八郎君 併しそれは副総理は、こんなにはつきりしておるの

これは解散して選挙民に問うべきだとい

うお言葉ですから、一体今の状況から言つて憲法を改正してやるような戦力に達することが実際問題として将来あり得ましようか、この点について木村長官にお伺いしたいと思います。

○国務大臣(木村篤太郎君) あり得るか否かということは、その当時において判断しなければならぬのでありまして、今直ちにいつ戦力を持ち、いつ憲法を改正するかという時日についてはこれは申し上げることができません。

○木村八郎君 私の質問はこういうことなんです。実際問題として憲法を改正して再軍備をやらなければなら

時期は、日本にはここ当分あり得ないのではないか、政府側の憲法第九条の解釈では実際問題としてあり得ない。

でも、憲法を改正しないので、憲法違反にすけれども、これは実際問題として芦田理論と同じであります。今の憲法は再軍備を認めておるといふ議論と結果

本は独自で日本を守る力というの、アメリカ軍が撤退したのちにおいては日本が戦力を持つ、併しそれでも日米行政協定によつて安全保障条約によつて

はアメリカの保護を受けておる間は、やはり独自の戦力ではない。そうするとアメリカの保護を受けないで完全に日本を守るという、そういう戦力を持つことは当分二十年や、二十年で来

は幾らでも再軍備してもいいのだ。もう総力を上げて再軍備したつて、政府の言つておる戦力に達し得ない。国力からいつた場合にそういう結果になりはしませんか。

○国務大臣(木村篤太郎君) 芦田理論とは大きな差があるのであります。いわゆる芦田理論は自衛のためなら戦力を持ち得るのだ、こう考へておりま

す。いわゆる主観説をとつておるのではあ

りません。自衛のためでも戦力を持つということになれば、憲法を改正する、こういう理論をとつておるのであ

○八木幸吉君 この前総理に対する総括質問をいたしましたときに、時間の関係で意を尽さなかつた点がありま

す。幸に副総理が御出席になつておりますから、五分間ほど時間を頂いて質問いたしたいと思います。第一点は副総理が衆議院の内閣委員会にお

いて、自衛隊の性格に關して軍隊でもない警察でもない、いわば特殊のものであるように私は考へる、大変巧妙な表

○八木幸吉君 普通の解釈では警察以上の装備編成等を持つてゐるのは軍隊、こういうふうには考へられておるわけでありまして、その副総理が軍隊と警察の間とおつしやるのは、警察以上の装備を持つてゐる、但しいわゆる近代戦遂行総合能力としての軍隊には至

つておらない、こういう意味であると私は拝察するのですけれども、それは言葉を換えて言へば、やはり憲法の「陸海空軍その他の戦力」その丁度階級と申しますか、序列と申しますか、び

つたり当てはまるのではないかと。従つて憲法九条に反してゐる、こう私は思

うのでございしますが、その間に位して

○国務大臣(緒方竹虎君) 軍隊というのは私は俗語だと思つてゐるのですが、その軍隊といふものの考へ方、私がそのとき軍隊でもない、警察でもない特殊なものと申しましたのは、軍隊とそれと

き質問者が言われるものは、いわゆる戦力を持つた兵力武力、それには属しないが、警察力以上のものだといふう

○八木幸吉君 この問題にこれ以上入るのはいやめまして、第二点はよく政府は憲法改正は国民の意思に従つてこれを行

が、政府でも日本の国力或いは国際環境から無論一つの判断を持つと思ひます。併しながら国の基本法であります憲法の改正に、いよいよ手をそめるかどうかといふことは、やはり国民の輿論の総合したものを見まして、その上で慎重の上にも慎重を期してやるべきであるといふ考へを持つておるのでありまして、何によつてきめるかとい

う御質問になれば、やはり国民の輿論の動きを総合して判断するといふ以外にはないと思ひます。

○八木幸吉君 現在の政府の企図せられる自衛隊は軍隊であるといふふうに社会一般から言われておるのでありますが、この自衛隊を創設することについての可否は別問題といたしまして、自衛隊のようなものを作るならば、男

らしく憲法を改正してやるがいいやないかといふ声は、国民の中に相当あると私は考へるのでありますけれども、政府はまださうな段階には達してない、かようにお考へになりますか、如何でありますか。

○国務大臣(緒方竹虎君) そういうふうには考へません。

○八木幸吉君 それを裏をかえせば、今木村委員からも仰せられましたが、自衛隊をやるなら憲法を改正してやるかやらんかといふことを総選挙によつてでも、国民の判断を、判定を受けるべきすでに時期に到達している、こ

ういふうな輿論が相当にあるわけでありまして、これに対してどういふふうにお考へになりますか。

○国務大臣(緒方竹虎君) 私は自分の経験を申すのはどうかと思ひますが、昨年の三月の選挙それから一昨年の十月の選挙その二回の選挙の体験から申

しまして、多少違つておつたような感じはいたします。いたしますが、まだ私どもが政府におりますだけに、そういう点に相当の関心を持つていろいろ方面の意見を徴しますのに、まだ国民の多数が軍部を持つための憲法の改正を希望している段階に行つていない。そういう判断をいたします。

○八木幸吉君 最後にもう一点であります。これは先日申上げたんですけれども、五月三日の朝日新聞に憲法のあり方と題して田中最高裁判所長官の語が、載つておるわけでありまして、その中に「政治に関する法はある意味において非常に守られにくいものである。ある既定事実が出て来ると仮りにある処置が無効であつても、もとの政治状態にもどすことは不可能なことがある。だからそういう点はむしろ純然たる政治的責任になつて法律がそこまで及ばないことになる。」というお話があるわけでありまして、これは法律の用語の立場にありまして最高権威者としての最高裁判所長官のお話としては、私は甚だ不穩当なものであると存じます。仮に最高裁判所に自衛隊が憲法違反であるという提訴がなされまして、判決が憲法違反である、こういう判決が下りました場合に、政府は政治的責任をとるであらうというのが先般の法制局長官のこれに対する御答弁でありましたが、その政治的責任はすでに過去のことになつておりますが、どういふ形で一体政府がとるべきものであるとお考えになりますか。伺つて見たいと思います。

○國務大臣(緒方竹虎君) 法制局長官から……

○八木幸吉君 副総理のお話を伺いたしと思つたのですが……

○政府委員(佐藤達夫君) 私も前回の御答へでは、これは法律的責任というよりも政治的責任の性質のものであるという趣旨で、根本のことをお答へ申上げたのでありますけれども、実はお答へしたあとで、その判決が下るまでに内閣が變つてしまつておつたような場合や、いろいろありますので、そういうときはどうなるだろうと思つて、実は自問自答しながら結論を得ておりました。従つて聞き直つてお答へ申上げれば、今の政府としては少くともさういふことは考へておりませんからと申上げる以外にはお答へできないと思ひます。

○八木幸吉君 私がこのことを申上げるのは、相当憲法違反の濃厚な疑いがあるから、従つてすでに政治責任をとれないような時代になれば大変であるから、その意味でなお今慎重に政府としてはお考へになるがよろう、こういう意味におとりのを願つておきましてこの問題はこれで打ち切りたいと思ひます。

○木村禰八郎君 憲法改正を選舉に問うという必要があると言われましてけれども、再軍備の問題について、ここ当分五年や十年日本で政府側の見解に基いて憲法を改正しなければならぬ時期というのはいふまでもなく、戦力に達しなければ憲法違反でないと云つてゐるのですから、到底日本の実力では戦力に達するなという時期は五年や十年はありつこないのです。その間に再軍備について憲法改正の可否をきめるといふことを国民に問う、こう

いうことはこれは實際論としてはあり得ないのじやないですか。

○國務大臣(緒方竹虎君) 私は、憲法改正を国民に問うと言ひましたか。

○木村禰八郎君 ええ。

○國務大臣(緒方竹虎君) そんなことは言ひません。

○木村禰八郎君 先ほど……。それでは法制局長官でも結構ですが、日本の再軍備の問題で、憲法改正しなければならぬという時期が、ここ当分、五年や十年あり得ますか。

○政府委員(佐藤達夫君) 私からお答へするのは非常にやさしいことと考へておきまして、今それをやろうとやるまいと形式的に形を変えておくといふことは理論上可能でございますから、そういうことはむしろ實際の政治の問題としての判断に尽きるのであつて、法律的に申せば今九条を直して粹を掲げておこうと、それは自由だと申上げるを得ません。

○木村禰八郎君 そうじやありません。實際問題として、衆議院のこれは予算委員会、本閣議員と木村保安庁長官との質疑応答を見ますと、結論においては芦田理論にならうと、實際問題として同じだと言はれてゐる。保安庁長官は言はれてゐるんですよ。それで又、實際日本は戦力を持つ時期といふのは、五年や十年ありつこない、例へば米軍が撤退して、あのあと全部日本で埋めても、安全保障条約がある間は、独自で日本が守るということにならんから、まだ戦力に達しない。こういう結論になつてゐる。従つて日本が再軍備する場合に、憲法改正するかなどと言つても、實際問題として

は、それはカンセンスに近い、政府側の立場から言つてです。ですから吉田総理が憲法改正しないといふのは、これは当り前で、憲法改正するやうな戦力を持つと云つたつて、日本は持つてゐない、政府側の立場によれば、見解によれば……。そうじやありませんか。

○國務大臣(木村篤太郎君) 日本が戦力を持つやうになることになれば、欲すれば、これは憲法を改正する要を待たないものであります。戦力に至らざる程度において自衛力を持つといふことは、憲法に反しないのでありますから……。併し憲法改正は、戦力問題ばかりじやなしに、もつと高所からこれを見て、改正すべきや否やといふことを判断すべきだろうと、こう考へております。

○委員(小酒井義男君) それでは暫時休憩をいたします。

午後一時二十六分休憩

午後五時六分開会

○委員長(小酒井義男君) 只今より内閣委員会を再開いたします。

○木村禰八郎君 防衛二法案と憲法との問題について保安庁長官に質問いたしたいと思ひますが、先ず自衛隊法第八十八条に定めております「防衛出動時の武力行使」といふこの武力行使の内容と、憲法第九条に言うところの「武力による威嚇又は武力の行使」、これとの違いがあれば違ひ、或いは同じなら同じ、この両方の意味について伺いたい。

○國務大臣(木村篤太郎君) お答へいたします。憲法第九條第一項のいわゆる武力の行使とこの自衛隊法第八十八條に規定いたしました「必要な武力を行使する」といふこの武力とは別に相違はないと考へております。

○木村禰八郎君 同じですか、そうしますと、近代戦争遂行能力を持たなくとも武力による威嚇又は武力の行使はあり得ると思ひますが。

○國務大臣(木村篤太郎君) 無論武力の行使はいろいろ種類はありまして、戦力に至らざる実力によつての武力行使もあり得ます。武力行使の概念は広いものであらうと思ひます。

○木村禰八郎君 そうしますと、今の自衛隊、今度出発する自衛隊による威嚇又は自衛隊による武力の行使といふことはあり得るわけですね。

○國務大臣(木村篤太郎君) 自衛隊による必要な武力の行使はあり得る。○木村禰八郎君 あり得るのです。そうすると、自衛隊はやはり憲法九條に違反して来るのじやないか。

○國務大臣(木村篤太郎君) 違反いたしません。憲法第九條第一項に言う武力の行使は、國際紛争解決の手段として武力の行使ができぬと云うのであります。自衛隊による武力の行使は規定してありません。

○木村禰八郎君 併しですよ、政府側の解釈は、結局戦力にならなければ、これが自衛のためであらうが、何であらうが、戦力になりさえしなければ、これは憲法に違反しない、こういう解釈なんです。○國務大臣(木村篤太郎君) 戦力に至らざる程度の実力を持ち得ると、こう解釈しております。従つてその実力

による実力の行使はあり得るわけであります。

○木村禮八郎君 そうしますと、戦力に至らない実力であつて、そうして憲法九条に言うところの武力の威嚇又は武力の行使といふことはあり得るわけでしょうか。

○國務大臣(木村篤太郎君) 国際紛争解決の手段としては武力を行使しない、この憲法に規定してあるのです。

○木村禮八郎君 併しそれは国際紛争を解決する手段と言いますけれども、そこが、どういふ場合に、それは国際紛争を解決する手段であるか、いろいろに解釈が分かれて来ると思ひます。

○國務大臣(木村篤太郎君) 我々の考へておるのは、自衛力を行使し得る場合は戦格に規定されているのであります。つまり外国から不当な武力攻撃があつた場合に、これを防止するために使われるのであります。国際紛争解決の手段として武力を行使しようとするのでは決してないのであります。

○木村禮八郎君 例へばウラジオにソ連の飛行機が結集してある、或いは又中国に飛行機が結集してあるというやうな場合に、自衛という場合に、自衛の範囲においては、その危険があるときに、その虞れある場合といふことになつておるのですから、そこへ出動してそれを叩くなり、何なり、そういう場合も国際紛争を解決する手段になるのでしょうか。

○國務大臣(木村篤太郎君) それは違ふのです。国際紛争といふのは、いわゆる当事者国が互いに主張が折合なない、そして一國が自分の主張をどこまでも貫徹しようといふところに、国際紛争を解決する手段といふ意味がある。まあお話のような場合は、国際紛争とは考へておりません。

○木村禮八郎君 政府側の解釈が戦力に至らなければ憲法に違反しないといふのですが、実際問題として、日本の場合憲法改正が起ることが予想されるのはどういふ場合ですか。防衛力に關連して、実際問題として……

○國務大臣(木村篤太郎君) 実際問題として、戦力を持つといふ場合には、憲法を改正しなければならんと思ひます。

○木村禮八郎君 戦力を持つといふと、日本で持ち得るよりかは、

○國務大臣(木村篤太郎君) 持ち得るか、持ち得ないかは、その時の情勢如何によります。

○木村禮八郎君 その時の情勢と言いまするが、木村保安庁長官は、衆議院の予算委員会において、本間委員に答へられておるところでは、アメリカ駐留軍が日本から撤退して、その穴埋めに日本が自衛力を増強する。それでもまだみづから日本を守る力にならな

い。なぜならば、日米安全保障条約によつてアメリカから援護されておる。そういう状態ではみづから日本を守る力ではないし、従つて日米安全保障条約を廃棄して、なかつたときにおいて、初めて日本が自力を以てみづから国を守るという力を蓄えるといふことになるのだ。そういうことになると、実際問題として日本でそういう戦力といふものをこの当分五年や、十年で持ち得るとお考えかどうか。

○國務大臣(木村篤太郎君) そういう戦力を持ち得るかどうかといふことは、国力の如何に關係して来ることである。日本が急速に国力が回復して、或いは持ち得ることも限らない、それは将来のことであり得る。すぐ戦力を持ち得るやうな状態になるかといふことは、今直ちに持ち得るといふことは言えないと思ひます。

○木村禮八郎君 これは常識問題であつて、駐留軍が撤退した後に於いて、その穴埋めに日本が自衛力を増強してもまだこれは戦力ではない、それから更にそれよりも、今度は日米安全保障条約がなくなつたときに、アメリカの援助を受けない、それまでの戦力を増強したときに初めて戦力となる、こゝに御解釈があるのでしよう、政府の。

○國務大臣(木村篤太郎君) そうではありませぬ。現在駐留軍が持つておるやうな実力はこれは戦力かどうかといふことでありますからそれは戦力である、こゝに御解釈があるのでしよう、政府の。

○國務大臣(木村篤太郎君) どうしてですか。

○國務大臣(木村篤太郎君) 憲法を改正をするといふやうなことは重大なことであります。国家の基本法を改正するといふことはナンセンスじやありません。

○木村禮八郎君 それでは憲法を改正しないといふことをたび／＼政府は言つておられますが、それは芦田氏の理論と事實においては何ら異ならないといふことを結論付けられておるのです。事實においてはそれはほんのごまかしに過ぎない。今の日本の国力の状態から言つて、如何にしやつちよこ立ちしたつて政府の解釈による戦力といふものは蓄えられないのです。如何にしやつちよこ立ちしたつて五年や十年ではできないといふのは常識です。そうならば憲法改正しないといふことは全くナンセンスで、駐留軍が撤退した後の穴埋めをやり、更に日米安全保障条約によつてアメリカの援助を受けない程度の戦力を蓄えなければ、憲法に違反しないといふことを言つてたら、これはもう幾らでも日本の今の国力をもとにして増強したつて、憲法に違反しないといふ建前で賄へて行くといふことになると思ひます。そうじやないですか。

○國務大臣(木村篤太郎君) いや、私はそういう意味で言つたのじやありません。駐留軍の穴埋めと申しまして、駐留軍全部撤退して、それをカバーして行くのと、駐留軍が徐々に引揚げて、その穴埋めして行くのとは、そこに程度の差異があるわけでありませぬ。

○木村禮八郎君 この質疑応答の結果は非常に不つきりしているのですが、そういうことで憲法改正をするかしないといふことはナンセンスに近しいと思ひませぬでしょうか。

○國務大臣(木村篤太郎君) 決して思ひませぬ。

○木村禮八郎君 どうしてですか。

○國務大臣(木村篤太郎君) 憲法を改正をするといふやうなことは重大なことであります。国家の基本法を改正するといふことはナンセンスじやありません。

○木村禮八郎君 それでは憲法を改正しないといふことをたび／＼政府は言つておられますが、それは芦田氏の理論と事實においては何ら異ならないといふことを結論付けられておるのです。事實においてはそれはほんのごまかしに過ぎない。今の日本の国力の状態から言つて、如何にしやつちよこ立ちしたつて政府の解釈による戦力といふものは蓄えられないのです。如何にしやつちよこ立ちしたつて五年や十年ではできないといふのは常識です。そうならば憲法改正しないといふことは全くナンセンスで、駐留軍が撤退した後の穴埋めをやり、更に日米安全保障条約によつてアメリカの援助を受けない程度の戦力を蓄えなければ、憲法に違反しないといふことを言つてたら、これはもう幾らでも日本の今の国力をもとにして増強したつて、憲法に違反しないといふ建前で賄へて行くといふことになると思ひます。そうじやないですか。

○國務大臣(木村篤太郎君) そうじやありません。

○木村禮八郎君 それはどうしてですか。

○國務大臣(木村篤太郎君) 私がたびたび申しした通りです。

○木村禮八郎君 それでは私はわからな

○國務大臣(木村篤太郎君) おわかりにならなくても仕方がない、私は繰返し繰返し言つておるのですから。

○木村禮八郎君 政府の戦力という解釈は、結局最初近代戦を遂行する能力と言いますが、實質的には日本が独自で守り得る状態、武力を以て守り得る状態が、これが戦力である、そういうやうにやはり説明されたのでしよう。

○國務大臣(木村篤太郎君) そうじやありません。日本が自力を以て日本を守り得る力が戦力だ、それは申しとおるのじやありません。私らの申しとおるのとはアメリカの駐留軍の持つておる実力というものは戦力であるであらう、従つてこの駐留軍に全部代り得るやうな実力部隊を持つといふことになれば、日本が戦力を持つといふことになるのであるから、そういう場合には勿論憲法の改正は必要であらうところ申ししたのであります。

○木村禮八郎君 それではあとで木村長官はもう一度二月一日の本間委員との質疑応答を御覧になれば明らかです。最初木村保安庁長官はそういう御答弁であつたのです。ところが本間委

分をしないようにということを規定しておるのでございます。

○木村義八郎君 併し、実際問題として召集なんかがあるということが予定されておるのですから、雇い主は同じ雇うのなら予備自衛官でない人をどうしても雇おうとするでしょう。そうなる、どうしても就職はほかの人と比べて困難になる。こういう点はどうしても出て来ると思う。それに対して何か生活を保障するような措置を講じなければ私は非常に不均衡である。非常にそれは差別的になる。実際問題としてですよ。そういう点について何ら考慮されてない、雇い主にせよ、これを考慮しろつたつて、それは無理じゃないかと思うのです。経済的な裏付けがなくて……

○国務大臣(木村憲太郎君) その点については考慮を払っておるのであります。要するに予備自衛官の召集期間は一年を通じて二十日間なんです。で、この会社でも一年に二十日ぐらいの休暇は与えております。実際に、で、その間の期間を私は利用できると思う。それと同時に予備自衛官に対して召集される場合においては手当というものを出すわけであります。

○木村義八郎君 もう時間がないようです。私はいくつか質問いたします。私はそういうようなことを聞いておるのじゃないのです。これは事務当局よくおわかりだと思ふのです。この点はですね。これは今後予備自衛官は大きな問題ですよ。これは十分考慮しなければ、これは実際問題としてそういう人は雇いませんよ。そうでない人を雇ったほうが経営者としていいんで

すから、この点は今後私は非常な問題になると思ふのです。

最後に、もう時間ありませんが、法務大臣にわざ／＼御出席願いましたので、一点だけ質問しておきたいのです。それは、今度まあ自衛隊がここで発足します。そうすると、予算も非常に多くなつて参ります。御承知のようにこの防衛費というもので、施設費、船を作つたり飛行機を作つたり、それから武器を作つたりする場合は、民間企業に非常に注文がたつて行われるわけでありまして、そういう場合に、疑獄とか汚職とかが起る危険が非常にあるわけでありまして、殊に船艦、船なんかの注文は、普通の民間の注文を受けるより有利なんです。だから就つてその発注を受けようとすると思うのです。そういう場合に、防衛費が非常に大きくなると、そういう軍需発注に絡まつて汚職が非常に大きくなること、がた／＼出て来る。過去の例を見てもございまして、シーメンス事件なんかもそうであります。従つてこの場合は法務当局としてはこの防衛費がだんだん多くなつて、その中からさうな国家資金として発注する枠が多くなるから、そういう疑獄とか汚職が起らないように、又そういういたもがある場合には、これは勇敢に摘発して、そうして起らないようにこれを措置して行くというところが極めて重要な点かと思ふのです。今後ますます防衛費は殖えて来るのであります。そういう点に法務当局はどういうお考えを持つていかないか、一つと、それから今度佐藤自由党幹事長の逮捕許可の請求に対して十四条を発動して、これを抑えてしまつたという事は、今後です

ね、今後私は非常に悪影響が出て来るのじゃないかというのを憂へるわけでありまして。防衛費がだ／＼嵩んで来て、軍需発注が民間にた／＼行くのが、汚職を起してそれを結局政府が食止めてくれるという事になる、そういう温床を作る原因になつて来る、と思うのです。そういう点について何が言われているのです。検察庁方面の意見として、これは新聞に出ておりましたが、佐藤幹事長を逮捕しない場合には、逮捕しない場合はやはり捜査上証拠隠滅になつて非常に困難を極める。その一つの例として、一つの例としてですね、これは新聞にも出たのであります。保安庁の大型警備船の発注に際して、或る人が日立造船から五百万円金をもらつた。それを捜査する場合に、その本人を逮捕しないために、みんな関係者の口裏が合つてしまつて、そうして証拠隠滅されて、これが非常に捜査困難になつた。これが一つのいい例であるということが新聞に出ておつたのであります。従つて、あの日立造船の問題は今どういうふうになつてゐるのか。検察庁のほうではどう取り扱になつてゐるのか。これははやむやにされてしまふのか。これは非常に疑念を深めてゐると思ひます。その捜査は今どういうふうな具体的になつてゐるのか。これを一つ明らかにして頂きたい。この二点であります。

○国務大臣(加藤謙五郎君) 只今木村君が御質問になりましたこと、今後防衛費が相当多額でございますがゆへに、従つて民間企業が競つて注文を受けるように相成りまして、そこで又汚職、いろ／＼なことがありはしないかという御危惧であります。私もそ

ういふ危惧を抱いてゐるわけでありまして、併しながら昨今の汚職問題によりまして相当緊張をいたしまして自衛隊のようなことはなからうと思ひますけれども、併しながら競争が激しくなり、いろ／＼の事件が起るような場合がありまうならば、私どもはできるだけ未発にこれを止、又できた場合は、これに厳格な態度を以て行きたいと、こう考えております。

それから第二に、又そういう場合に佐藤幹事長のごとく検察庁法の十四条の指揮権を発動してしまふようなことは、原則としてさうなことはいたさないつもりでございますが、絶無なりとは言ひ得ないのでございまして、必ずしも国家的立場、高所大所より見て又そういうことが絶無なりというのと申されないのであります。原則といたしましては発動はいたさないという事を申して差支えないと思ひます。それから日立造船の問題について、捜査はどうなつておるかということでございますが、これは只今捜査途上でありまして、この場合どうなつてゐるかということをご申上げること、は、一つ遠慮して頂きたいと思ひます。

○委員長(小酒井義男君) 時間ですから簡単に一つ。
○木村義八郎君 この日立造船の場合にはやむやにすることはないでしようね。これは非常に疑念を深めてゐるのです。新聞にちよつと載つただけで、あとどうなつてゐるかさつぱりわかりません。こういう点はやはりあいまいにしてはいけないと思ふのです。殊に私は日立造船の問題を強調するのは、今後の軍需発注と非常に関係があるので。汚職事件というのは、軍需発注の場合にこれが本格的になるのであつて、一番多いわけですね。過去の例からしてそれをやむやにしないように、これは国民の疑念を招かないように、いつか又或る段階に來たら、この御報告をお願いしたいと思ひます。

○国務大臣(加藤謙五郎君) 只今お申出のありましたように、この問題はあいまい模様の間に処理するようないことがございせん。又発表して差支えないときが來ましたならば、発表をいたすつもりでございます。

○木村義八郎君 私の持時間が終りましたのでこれで終ります。
○委員長(小酒井義男君) 矢嶋君質疑を願ひます。
○矢嶋三義君 私は質問に入る前に、丁度運輸省のほうからも見えておりますから、簡単に別府湾のガス弾のことを伺いたいと思ひます。保安庁からこの公共事業に努力した案件についての資料も出ておられますが、保安庁もこの海中にあるところの爆発物の撤去、そういうようなものは一つの使命になつてゐると思ふのです。ところが旧日本軍のガス弾が約三千発別府湾にあつて、漁業面からも公共面からも非常な影響を受けてゐるから、早くこれを撤去をしてほしいという要望が非常に強いのかかわらず、なか／＼この撤去ができません。こういう理由は如何なるわけか。簡単によろしくございまして、それから保安庁と運輸当局から承つて、それから私は私の防衛関係の質問に入りたいと思ひます。

○政府委員(石原周夫君) 今海のほうでやつておられますのは、海上保安庁のほうの警備隊のほうの系統と、私どものほうの掃海隊のほうの系統のものと協力をいたしてやつておるのであります。陸のほうの問題につきましては、これは私どものほうの建設施設の部隊、そういうものが持つておりまする技術を使う必要があります場合に、これは私どものほうの当該部隊の範囲内において、この仕事をやつておるわけでありませう。

○矢嶋三義君 これは具体的に私は別府湾の問題を聞いていますので、なぜ早く片付けられないかということに簡単に答えて下さい、いつ片付けるかどうか。

○政府委員(加藤陽三君) 今までのことをお話し上げます。

本年の三月二十三日に、別府湾におきまして海上保安庁長官の正式の許可による爆弾の引上作業に従事しておりました舞鶴製鉄所の工員の二名がイペリット弾に接触いたしました。負傷いたしました。それによりまして今回そういうふうなイペリット弾が別府湾にありませうことが公になりましたので、警備隊といたしましてはとりあえず具の地方基地隊から掃海船を現地に派遣せしめたのであります。掃海船の「ひよどり」が三月二十七日に大分の現地に到着いたしました。関係の機関と種々打合せを行いました結果、旧日本軍の所屬として終戦の当時に海中に投棄せられた各種有毒弾が約二十トン、四千発余が散在しておるということが判明したのであります。又その当時の関係者の調査によりまして、大体の有毒弾の散布状況がほぼ明瞭になりました。

た。この場所は水深六十メートル内外の相当広大なる面積の海底に散在しておるのでございまして、この作業につきましましては、五月一日海上保安庁、厚生省、水産庁及び警備隊の関係官庁が集りまして、これを進めて行くことについての対策を研究したのでございませう。まず処理の方策につきまして、警備隊といたしましては水中電探具その他によりまして、大体の海底にありませうる概況を把握いたすと同時に、先ずそのイペリット弾そのものの有毒の範囲その他につきまして影響するところを調査するために、数個のものを引揚げるといふことを決意いたしてございませう。本月二十六日からこの作業に着手しておるのでございませう。五月十五日に第二回の関係官庁の連絡会議によりまして、各自官庁が資料を持ち寄りまして審議を行い、採水、音響、測深等を行ひまして、毒性の検出、イペリット弾の埋没状況等について意見を交換いたしました。成るべく速やかにこれが万全なる解決を図りたいと、かように考えておる次第であります。

○矢嶋三義君 運輸省、簡単にいいですから、先ずどういふふうにして処理するの。

○説明員(砂本周一君) 保安庁のほうから先ほど御説明ありました通りでございませうが、海上保安庁といたしましては、この問題のしよばなに関係ございまして、その事情を御報告申し上げたいと思ひます。発見日時でございませうが、これは昭和二十九年三月十六日でございませう。場所は先のお話にもございまして、大分港の西突堤燈台三百二度から約三千メートル附近でございませう。

います。水深七十メートル内外でございませう。この発見の経緯でございませうが、海上保安庁の所管といたしましては、爆発物件が海中の各所に投棄されたとございませうが、これを引揚げ作業の許可につきましては海上保安庁の所管でございませう。正規の許可を受けるに当たって、舞鶴製鉄所がその引揚げ物件である一般の爆発物件の処理をいたしてございませうときに、たまたまこの問題が起きたこととございませう。今申しましたように、起きました時期三月十六日でございませうが、そのガスに触れた結果、いろいろの症状が現れたのに、この報告があつたのであります。それが二十三日になつておりましたので、先ほどのお話の二十三日はそういう意味でございませう。それで私のほうにいたしましては、普通の爆弾処理は当然海上保安庁の所管であります。その引上げ作業についての許可と監督権は持つておりますが、こゝろ特殊なものの処理につきましては、保安庁法にも規定してあるものでございませうが、その処理は挙げて保安庁の所管でございませうので、これを直ちに関係機関に伝達いたしました。それによりまして、先ほど御説明の通り保安庁の行動によつて、これが調査なり処理に當つておられるわけでございませう。私も最初から関係ございませうので、その後における関係官庁の会合には列席いたしておりました。いろいろ経過その他の御報告や又御相談にあつたわけでございませうが、その処理につきましては、警備隊の所管でございませうので、現状における詳細は先ほど御説明にあつた通りだと思ひます。

○矢嶋三義君 こういう問題こそ関係官庁で連絡をとつて迅速に処理して頂くように特に強く要望しておきます。では、これから質問を始めます。木村長官に伺ひますが、警察予備隊が保安隊になり、このたび保安隊が自衛隊となるわけでありませうが、警察予備隊が保安隊に変わった場合の質的変化の度合と、このたび保安隊が自衛隊に変わった場合の質的変化の度合は如何よう考へておるか。若しも差があるとするならば、どういふ点が変わつたかというところを改めて明確に要点を挙げて説明を求めます。

○国務大臣(木村篤太郎君) 警察予備隊が保安隊に変わったときの性格、任務は大した変化はありません。これは内地の治安確保を主たる任務としておる隊であります。併し保安隊がこの自衛隊に変わるのには、内地の治安を確保すると同時に、外部からの不当侵略に對してこれを防衛する任務を帯びておるわけでありませう。その間において相当の変化を來たしておると私は考へております。

○矢嶋三義君 今度できるところの自衛隊は軍隊である。併しその軍隊についていつもあなたは註釈をされるわけでありませうけれども、その註釈をしないような場合の軍隊の定義というものを一つ承わります。

○国務大臣(木村篤太郎君) 私はしばしば繰返して申述べた通り、軍隊といふはつきりした定義というものは未だないようであります。昨日も申述べた通りであります。但し不当な外部からの侵略に對して対処し得るような実力部隊を普通軍隊と言ふならば、これは

自衛隊も又軍隊と言つてよからうと、こう申しておるのであります。○矢嶋三義君 私の承わつておるのはそういう註釈付き以外の軍隊という定義の例を挙げて下さいと言ひます。私は国会図書館であらゆる文献を調べて頂きましたが、今あなたが言われた軍隊以外の軍隊の国際通念上の解釈はないようであります。昔の日本の軍隊という概念も今あなたが申されたような意味だつたと思ひます。従つて自衛隊は軍隊だ、その註釈は私は無用だと思ひます。その註釈をつけない以外の軍隊のあなたの定義があれば、一つそれを示してもらひたい。こういうわけだ。

○国務大臣(木村篤太郎君) 私は註釈付で言つておるのじやないものであります。普通をいうものを軍隊と言ふならば、軍隊と言つてよろしい。併し普通にはそういうものを外部からの侵略に對して對抗して行く、そういう実力を持つておる、又目的を持つておるものを軍隊と言ふのであれば、そういうものを軍隊と言ふのであれば、自衛隊も又軍隊と言つて何ら差支えない、こう申しておるのであります。

○矢嶋三義君 自衛隊の隊員を兵隊さんと言つてよろしいか。

○国務大臣(木村篤太郎君) それは言う人の勝手で、私は強いて兵隊さんと言はせなくてもよろしいと思ひます。

○矢嶋三義君 それは昔の子供は日本の軍隊を兵隊と言つた。今度の自衛隊はあなたの言う軍隊、兵隊と、これは相違があるでせうか、どうでせうか。

○国務大臣(木村篤太郎君) 私は強いて自衛隊員を兵隊さんと呼はせる必要はないと考へております。それを普通

は、これは私どものほうの建設施設の部隊、そういうものが持つておりまする技術を使う必要があります場合に、これは私どものほうの当該部隊の範囲内において、この仕事をやつておるわけでありませう。

の人が兵隊さんと言ふことを私はやめてくれと言ひません。

○矢嶋三義君 それはそれまでにしておきましよう。このたびの編成、装備、例えばバズーカ砲、このたびは駆逐艦を借りるわけですが、こういうものは戦力を構成するための必要条件です。

○国務大臣(木村篤太郎君) 戦車とか大砲とかいうようなものは戦力の構成分子たることは間違ひありません。

○矢嶋三義君 それでは二千トン級の駆逐艦を例にとりますと、その駆逐艦に関する限りは、これは戦力の一つの要素として十分な条件である。又ここに一つの部隊というものがあつて編成されておりますと、この編成はその編成に関する限り戦力を構成して行くところの十分な条件です。

○国務大臣(木村篤太郎君) 無論戦力という大きな実力部隊には、軍艦も入つておられますし、又今あなたのおつしやうな部隊も入つておるでしょうから、軍艦若しくは部隊というものは戦力を構成する一分子たることは間違ひないと思ひます。

○矢嶋三義君 そこでそれは飛行機あり、艦艇があり、陸上の種々の火器あり、それらはいずれも戦力の構成分子として必要なものであり、而もそれぞれ個々はいずれも戦力を構成するものの十分なるものである。それらが蓄積されたもの、それが戦力であり、従つて現在の陸、海、空の持つておるこの戦力というものは、この限界で行けばこゝまでは戦力であるか、これ以下は戦力でないという限界がない以上、それで私は憲法に規定しておるこの戦力を持つことになる、こゝ私

は考えるのでありますが、如何でございませうか。

○国務大臣(木村篤太郎君) 私はそう考えません。あなたのお説のようでありますれば、軍艦二、三隻持ち飛行機四、五十機持つても、これは戦力ということにはなるわけでありま。戦力というものはさうなものではありません。いわゆるその質、量から見て、近代戦争を遂行し得るような大きな実力、装備、部隊、これを言ふのであります。

○矢嶋三義君 あなたさう言われますが、又他面では戦力は他国に脅威を与えるものが戦力だと、こゝ言われましが、頂いた資料によりますと、例えばインドネシア、イラン、エチオピア、スイス、タイ、大韓民国、ビルマ、これらはいずれも現在の我が国の保安隊と対か、それ以下であつて、自衛隊と比較したときには明らかに低位なものです。こゝいう諸国に對しては、我が国の自衛隊といふものは脅威を与えるから、その他に脅威を与えるものが戦力だといふ定義に基く限り、立派な戦力ではありませうか。

○国務大臣(木村篤太郎君) 私は戦力と見ておりません。日本から、現在の自衛隊の持つておるような実力では、到底侵略をするような実力は持つていないわけでありま。

○矢嶋三義君 この戦力問答は随分行われてゐるわけですが、憲法の九条で禁止してゐることは、あなたがたが答弁されておるようなものでなく、提案されてゐるような自衛隊、こゝいうものの組織、運営、こゝいう形では自衛はやれませんが、こゝいうところに私は憲法九条の精神があると思ひます。

ところがその基本的な精神に反して、軍隊的な組織を作り、そしてこれを運営し、これに武器を持たしてゐるということは、これは私は明らかに憲法の精神に違反するものである、こゝいうふうに私は考えるのでありますが、法制局長官、法の精神といふものは如何なるものでありますか。

○政府委員(佐藤達夫君) 法の精神は法文の示すところから窺ひ知るほかはないと思ひます。従ひまして、私どもは憲法のこの九条、或いはその他の関係条文を総合して、結果として憲法の示すところの精神は、先ほど来、木村国務大臣の答えておる通りであるといふふうに考へておるわけでございます。

○矢嶋三義君 さつきの木村委員から質問されておつたのでありますが、私は政府の答弁で行けば、我が国が戦力を持つといふことは絶対にあり得ないと思ひます。独力で我が国を守る、こゝいう近代戦を総合的にやる力が戦力だ、こゝいう説明をする限りは、私は我が国があなたがたの解釈に基く戦力を持つといふことはあり得ない。従つてこゝいう立場からの憲法九条違反といふものは、今後あり得ない、これはあなたがたが説き及ぼしてゐるからこゝいうことが出て来るのであつて、この点に關しては木村委員に対する答弁は、明確を欠いてゐるのでも、私も納得できるうちに、もう一回一つ説明して頂きたい。

○国務大臣(木村篤太郎君) 戦力を用ゐる時期、それらの点につきましては、私は今こゝであらかじめ申上げることはできません。日本の財政状態、或いは国際情勢如何によつて、戦力を

持つかどうか又用ゐるかどうかということがきまるのであります。今直ちに日本が、いつ戦力を用ゐるようになるかといふことは、申上げることは不可能であります。

○矢嶋三義君 法制局長官に伺ひます。法治国として國家の基本法の憲法に關係する問題であれば、こゝいう自衛隊法案を国会で審議して成立させる前に、憲法を改正するなり、或いは国会の解散とかいふような方法によつて、國民の私は總意に問うてやるべきが、私は普通あるべき姿ではないかと思ひます。法律家として法制局長官どう考へになりますか。

○政府委員(佐藤達夫君) 法律家としてはさういふことも法制上考へられますと申上げるわけでございますが、併し先ほど来申述べましてありますが、併し、とにかくこの自衛隊そのものが憲法に抵触するかどうかという問題については、これは抵触しないといふことを我々としては確信しておるわけでございます。さういふこととして、實際問題として考へましても、さういふところまでの必要はあるまい、かように存するわけでありま。

○矢嶋三義君 とこが今まで吉田内閣の手で、國民に説明して参る場合には違つた説明をして参つておるのでも、そしてこの段階に國民の總意に問ふことなく、この二法案を国会に提案して、多数の力でこれを成立さして行くといふことは、主権在民の、國民を私はこまかすものかと思ひます。従つて木村長官に私は具体的に伺ひます。あなたがたは二十七年三月十日、保安庁法の審議のときに、こゝいうふうに答弁されておられます。

警察予備隊が保安隊になつても、これはあなたがた先ほど答弁した通りに、治安確保のための警察であるから、従つてこれは憲法には違反しない、併しこれがたゞ外敵と戦ひ得る装備と編成を持つようになれば、これは憲法違反である、警察だから憲法違反でない、外敵に對するものになれば憲法違反になるから、憲法を改正しなければならん、こゝいうふうな二十七年三月十日予算委員会答弁されておられます。食言ではございませうか。

○国務大臣(木村篤太郎君) 私はそんな記憶はありません。憲法違反とは申してゐないのであります。

○矢嶋三義君 さういふふうに申しておられます。憲法を改正しなければできんと。速記録、二十七年三月十日調べて下さい。

○国務大臣(木村篤太郎君) 調べます。若しもあればそれは私の誤りでありま。

○矢嶋三義君 調べて後刻答弁して頂きます。それでは同じ吉田内閣の大橋担当大臣の言明を讀んでみましよう。これは二十七年六月六日です。参議院の内閣委員会、外敵對抗の意図を有する部隊、對外的な意図を以て設けられた部隊は、近代戦遂行能力に達しなくとも違憲である、はつきりこゝ述べておられます。これは如何です。

○政府委員(佐藤達夫君) それは私がよく記憶しておりますが、十三回国会での応答の中に、確かさういふお答えに近いものが出ておつたと思ひます。そのあとで當時の木村法務総裁が、又それと違つた、今我々の申上げておるような政府の見解を述べまして、そこ

で三好委員から食い違いがあるのではないかと御指摘があつて、そして大橋國務大臣は、それは法務総裁は、政府の法律解釈の責任者であるから、法務総裁の意見が勿論法律解釈としては正しいと思ひますと言明されておる速記録を持つておられますが、恐らくその場合であつたらうかと思ひます。

○矢嶋三義君 それだけに問題があるわけですね。保安庁のときとええそれだけの問題があるでしょう。更にもう一つ例を挙げましょう。同じ保安庁を審議するときの国会で、外敵が攻めて来た場合は、これは駐留軍の力によつて排除することになつてゐる、従つてその外敵に保安隊が対処するといふことはあり得ないし、若しそれに対処したならば、これは憲法九条違反である、かういふうに大臣は答弁しておられます。これとこのたびの自衛隊の提案とは大きな食い違いがあるのではありませんか。

○國務大臣(木村篤太郎君) 勿論保安隊の時代において、外部からの侵略に対して当るべきはアメリカの駐留軍であります。これは日米安全保障条約によつて当然アメリカが負担している義務であります。そうして保安隊は国内の平和と秩序を守るために創設されてゐるものでありますから、保安隊は外部の侵略に対しては直接対処すべきものではない。併し一旦外国から侵略を受けた場合に、保安隊としても黙つておられません。木村個人でも戦います。私は確かにそう言つております。これは実際の行動であつて、現在の保安隊は国内の平和と秩序を守る、アメリカの駐留軍は外部からの侵略に対して対

抗するといふことになつておるのだ、かう申しておるのであります。

○矢嶋三義君 それは本能的な自衛であつて、初めから外敵に対抗する目的を以て編成され、訓練されたところの部隊といふものは、憲法九条がある以上はできないといふ意味の答弁をしておられるじやありませんか。

○國務大臣(木村篤太郎君) 私はさう言つた覚えはありません。あれば間違ひです。取消します。

○矢嶋三義君 ここにある速記は大橋國務大臣とあなたがさういふ内容のこゝとを答弁しておる。大橋國務大臣は特に明確に答弁しておられます。

○國務大臣(木村篤太郎君) 大橋君はどうか知らないが、私はさういふ覚えはないのです。

○矢嶋三義君 併し大橋國務大臣は保安隊担当の吉田内閣の國務大臣であつたわけですよ。同じ内閣にあるあなたが、又吉田内閣の立場において、国民に対して責任はございませんか。

○國務大臣(木村篤太郎君) これは大橋君はどういふことを言つたか知りませんが、今法制局長官の申されたように、その見解は取消しておるわけでありませう。

○矢嶋三義君 それを詭弁と言つてすね。(笑聲)

○國務大臣(木村篤太郎君) 私は詭弁とは考えません。

○矢嶋三義君 国民は今まで私が今一、二説上げたように、皆さんがたから説明を受け、保安隊は増員しないと言ひながら、すでにこのたび十七万人に増員されて来た。従つて国民の側に立てば、いわゆる欺瞞再軍備、類かむり再軍備と、かういふように割切れ

ないものを持つてゐるわけですよ。あなたがたは憲法九条があるので、その言ひ逃れに近代戦を総合的に有効適切に遂行する能力は戦力である、かういふことを答弁してゐるわけですが、さういふことを推し進めて行けば、日本は戦力を持つといふことは絶対にある得ない。今の自衛力漸増方式で幾らでも持つて、而も外敵に対抗できるといふことになれば、憲法九条といふものは死文になるじやありませんか。あの憲法九条といふものはさういふやうな氣持で制定したのである、又ときの大義は国民にさういふふうに説明したのである、国民は憲法九条のあの平和憲法といふものを、さういふやうにとつておつたとお考えになられますか。私はこの前或る学校の仮装行列を見たのです。さういふしたところが、白たばをはいて下駄をかけた、眼鏡を鼻にひつかけた生意氣なのが、ステッキを持つて、さうして左手に水の入つたコップを持つて、主賓席の前に出て、さうして何をやるのかと思つたところが、マイクの前に立つて、再軍備はいたしません、(笑聲)憲法改正はいたしませんと言つて、コップの水を主賓席のところへひつかけて黙つて行つてしまつたのです。これは現代の青年学生諸君のあなたがたのこの再軍備方式に対して抱いてゐる感じを率直に現わしたものだ、かういふふうに私は考えるわけではあります、如何でございますか。

○國務大臣(木村篤太郎君) さういふ学生の仮装行列に対して私はとやかく申すことは差控えますし、まあさういふものもあるでしょう。併し必ずしもさういふものばかりでないと私は考へております。

○矢嶋三義君 丁度文部大臣が参りまして、今の話の続きですから、ここで何いふことが、今の話を文部大臣に聞いておつて頂けばよかつたのですけれども、この前私があの二法案がかかつたとき代表質問した場合に、文部大臣は「新しい憲法のはなし」といふのは、これは片山内閣のときに作つた教科書であつて、その責任は負えないといふやうに捨てりふを投げて、あなたは本会議場から退場されたわけですが、勿論これは片山内閣のときにできたけれど、その後吉田内閣でもこれは検定教科書として確認されているわけですか、あのあなたの答弁といふものは私は間違つておつたと思つたのですが、訂正される氣持はございませんか、伺ひます。

○國務大臣(大連茂雄君) あのときの私の申上げた意味は、この「新しい憲法のはなし」といふ本に対する責任というふうなお尋ねでもなかつたし、又さういふふうな意味で申上げたとは記憶しておりません。新しい憲法にこゝういふことが書いてある、それにもかからず、お前はMSAだつたか、防衛二法案ですか、それに賛成をした。その新しい憲法にさういふことを書いてあるにもかからず、さういふ法律案に閣議において賛成をした、その責任はどうか……。

○矢嶋三義君 いや、そこじやない、私が質問したのはさういふことなのです。あなたは片山内閣が作つた教科書だから責任を負えないと言つた、その点だけお答えを願ひたい。

○國務大臣(大連茂雄君) 片山内閣のときにできた本にさういふことが書いてあつたからといつて、私に責任を負えとおつしやることは御無理だと、かういふことを言つたように私は記憶しております。片山内閣のときにできた「新しい憲法のはなし」といふものについて私が責任を負ふとか負わんとか、これは私のしたことじやないのです。だから私はそれについて責任を負ふべき理由はない、これは當然だと思ひます。責任といふものは自分のしたことについて責任を負ふのです。

○矢嶋三義君 こんなことに時間を費すのはもつたないから、要点だけ確認しますが、これは吉田内閣でも教科書として認めたものだといふことは認めますね。

○國務大臣(大連茂雄君) 片山内閣のときに出て、さうして何年か知りませんが、引續いて吉田内閣のときにもこれを使つておつた、その事実は認めます。

○矢嶋三義君 従つて私は文部大臣にもう一点伺ひますが、この教科書には日本の憲法は平和憲法であつて、飛行機も軍艦も、さういふ戦いをするものは一切持たないことにいたしました、而もこれは世界に率先してやつた、かういふことを書かれてゐるわけですね。然るに最近の吉田内閣の戦力等の定義は、あなたが御承知の通りこゝういふ形における再軍備体制の推進といふものは、文部大臣として教育上如何なる影響を及ぼすとお考えになつておられるか。もう少し私は具体的に伺ひますが、全国五十万の教職員は、国民大衆諸君と共に、とにかくこれは欺瞞だ、類かむり再軍備だ、怪しから

ないものを持つてゐるわけですよ。あなたがたは憲法九条があるので、その言ひ逃れに近代戦を総合的に有効適切に遂行する能力は戦力である、かういふことを答弁してゐるわけですが、さういふことを推し進めて行けば、日本は戦力を持つといふことは絶対にある得ない。今の自衛力漸増方式で幾らでも持つて、而も外敵に対抗できるといふことになれば、憲法九条といふものは死文になるじやありませんか。あの憲法九条といふものはさういふやうな氣持で制定したのである、又ときの大義は国民にさういふふうに説明したのである、国民は憲法九条のあの平和憲法といふものを、さういふやうにとつておつたとお考えになられますか。私はこの前或る学校の仮装行列を見たのです。さういふしたところが、白たばをはいて下駄をかけた、眼鏡を鼻にひつかけた生意氣なのが、ステッキを持つて、さうして左手に水の入つたコップを持つて、主賓席の前に出て、さうして何をやるのかと思つたところが、マイクの前に立つて、再軍備はいたしません、(笑聲)憲法改正はいたしませんと言つて、コップの水を主賓席のところへひつかけて黙つて行つてしまつたのです。これは現代の青年学生諸君のあなたがたのこの再軍備方式に対して抱いてゐる感じを率直に現わしたものだ、かういふふうに私は考えるわけではあります、如何でございますか。

ん、こういう気持であります。私もそう思っておりますが、学生諸君もそう思っているのです。それがいろいろな場合に現われて来るのです。そこで私は先般の教育二法案と関連して一言だけ伺つておきたいのですが、政府はこういう戦力解釈をし、三軍方式のこういう再軍備を推進している。これは憲法九条に抵触するもので、こういう欺瞞的な態度が許さるべきでない、誠に怪しからんということだ、生徒諸君から質問でもあつたら、そういう欺瞞的な点をよく説明して聞かせよう、こういうふうに言つたならば、中立性の確保の法律案にひつかりますかどうですか。

○矢嶋三義君 私には内閣委員会のこの質疑を先生が話して、誠に欺瞞的にやつている、生徒から質問があつたときには、こういうふうに説明しろ。こういうふうに言つたならば、教唆扇動にひつかかるか、ひつかからんか。

正しいことを正しく伝えるだけなんですよ。

○国務大臣(大達茂雄君) これは特定政党を支持又は反対させる、こういうことでありますから、それだけ言つたからと言つていわれる教唆扇動、これは法律上の犯罪の構成要件が揃わなければ、あの規定には該当いたしません。

○矢嶋三義君 それは結構。次に伺います。現在の保安隊、それから自衛隊ができて、本年度末にはその火力は旧陸軍と比べた場合にどのくらいになりますか。

○国務大臣(木村篤太郎君) 詳しい比較に現在のところとれておりません。従いましてどれくらいの自衛隊が火力を将来持ち得ることになるか、それと旧陸軍が持つていた火力がどれだけあるかという点の正確な比較はまだできておりません。

○矢嶋三義君 私は富士野の演習を見たのでありますが、その通信施設の向上、それから部隊の機動性に非常に富んで来たこと、こういう点を考える場合には、更に旧陸軍と今度の自衛隊の一個師団の人員、そういう点から考えると、曾つての旧陸軍よりは相当数倍の威力を持つて来ているものと、こういうふうに素人として考えるのですが、専門家もおられるわけでしょうが、どの程度お考えになつていらつしやいますか。

○国務大臣(木村篤太郎君) 今中上げました通り正確な比較はできませんのでありますが、併し少くとも今おつしやつた通信機或いは通信部隊に要するいろいろの設備、殊に車輛その他の点については旧軍隊よりも相当高度のものであると、こう考えております。

○矢嶋三義君 その訓練方式を見てみますと、アメリカから武器を借りておる関係もあるかも知れませんが、すべて米式の訓練を受け、その作戦方式をとつておるようでありますが、これは将来ともずっと続けて行くつもりでありますか。

○国務大臣(木村篤太郎君) いわゆる作戦方式というものは、これは固定しておるわけではありません。北朝鮮あたりにおきましてあの模様を見ておきますと、著しく變つておるようでありまして、従いまして我々といつては、内地の防衛をするためにちちこれを研究しなければいかん、固定的ではいかんのであります。それらの点については十分に我々は備えを全うする上において研究しつつあるというところであります。

○矢嶋三義君 私は日本の青年の体格に不適当な銃を持ち、更にフリゲート艦等を見ますという、全く日本の青年諸君の体格に合わない。例えば腰掛一つが合わなくて机が額まで来るといつたようなところで、而もアメリカ式の訓練を受けておるといふことは、共同作戦といふものを予想してやつておるものであり、そこに私は半ば強制的に軍事顧問団の、従来保安顧問団といつておつたわけですが、この関与があるのではないか、こう考えるのであります。その点は如何でございいますか。

○国務大臣(木村篤太郎君) 決してさういふことはありません。ただアメリカから貸手を受けておりまする装備品のうちで、實際上日本の青年に適しないものもあることは事実であります。

これは止むを得ないと考えております。それらの点については十分将来考慮して日本の青年に向くようにいたしたいと考えております。

○矢嶋三義君 MSAの附属書を見れば、標準方式といふものをとつておられます。これは結局将来の防衛機構、それに参加するところの各国の軍隊の装備においても訓練においても、一つの標準化しておくというところに狙いがある。先ほども申し上げたように、率直に言つて、共同作戦のために日本人に向かないところの武器も持たされ又訓練も強いられておる、こういうふうなことを考えますが、如何でございいますか。

○国務大臣(木村篤太郎君) 訓練はアメリカの指示は一切受けておりません。これははつきり申し上げます。日本独自の訓練方式を只今やつております。

ただ今も申し上げました通り、使用する装備品のうちについては、アメリカのものであつて日本に適しないものがあることは事実であります。これは日本の財政上から見て現段階においては止むを得ることであり、我々一日も早く日本独自の日本青年に適するものを持つたせたいと、こう考えております。

○矢嶋三義君 訓練から、私は共同作戦といふものを前提に考えると、こういうふうには実際見てさう感じおるものであります。あなたがたも言明されておる通りに、日本独自では守れない、従つて日米両国共同して守る態勢をとつたのである、こういうふうな基本方針を申述べられておるわけでありますが、そうならば、アメリカの戦力に達した部隊と、日本のあなたがたの解釈で、戦力に達せざる、戦力を持つ

たざるものの軍隊、これが共同作戦をやるといふことなれば、その場合には十分日本の自衛隊は戦力としての力を発揮すると思ふのですが、その点如何でございいますか。

○国務大臣(木村篤太郎君) 日本の現在の保安隊、将来自衛隊になりまして、これが十分に訓練いたしますると、日本の防衛上アメリカと共同作戦をとるに至るようなことがある場合においても、実力を十分に発揮し得られるものと私は考えます。

○矢嶋三義君 私の伺つておるのは、その共同作戦を以て一つの目的を遂行するように行動した場合に、我が自衛隊は戦力としての力を発揮することに私はなと思ふのです。その点如何ですか。

○国務大臣(木村篤太郎君) その場合によりません。

○矢嶋三義君 そういう場合があり得ますが、あり得ませんか。

○国務大臣(木村篤太郎君) それは切難して考えたときにはあり得ないのであります。総合してやつた場合にはあり得る場合もあり得ます。

○矢嶋三義君 それは戦力を禁止し、従つて交戦権を禁止した日本の憲法に違反するのではございせんか。

○国務大臣(木村篤太郎君) 違反はいたしません。戦力かどうかということとは日本の現有するその実力を、それを対象として論ずるのであつて、アメリカ駐留軍と合せた実力をどうであるか、こうであるかといふことは問題外であります。

○矢嶋三義君 それは私聞えないのですが、憲法の精神というものは、戦力を持ち、戦力としての力を発動する、具

体的に交戦権を行使する、そういうこととはあり得べからざることであるといふのが、私は憲法九条の精神である、これは明々白々であることと思ひます。アメリカ軍と共同して日本の自衛隊が戦力としての力を持ち、そうしてその力を發揮、交戦権を行使する、こういうことになれば、憲法九条に明らかに違反するではございませんか。

○國務大臣(木村篤太郎君) 憲法で規定しているのは日本の保持する戦力であり、アメリカと合体して保持する戦力ではないのであります。アメリカの保持する戦力は問題外であり、あなた達の仰せのようなことであります。日本にアメリカ駐留軍がおつても、日本が全然実力を持つていない場合でも、日本が戦力を持ち得るような解釈になる、そういう不合理になりはしないかと私は思ひます。

○矢嶋三義君 それは話が違ひますよ。こつちも部隊を持つて、そうして正式に國家と國家が話合つて、そうして一つの部隊として行動を起すわけですから、それが問題になるわけでは、我が國に一切の部隊がなく、アメリカ軍だけが安保条約で日本に駐留して、そうしてアメリカ軍だけが動くのであれば、それは全然問題にならない。それは私の伺つておるものとは本質的に違ひます。私の伺つておるものは、日本に自衛隊という部隊があり、日本の代表とアメリカの代表と話合つて、そうして戦力を構成して、戦力としての交戦権を行使する場合があり得るというのだから、それは憲法九条の精神に明らかに違反しておる、これを私はお伺ひしておるわけでは、重ねて伺ひます。

○國務大臣(木村篤太郎君) 憲法九条に規定しておる戦力は日本の保持する戦力であり、アメリカ軍と合せたものをいふのではないといふことを重ねて申し上げます。

○矢嶋三義君 それでは交戦権のほうですが、アメリカと共同して一つの戦闘行為をやる場合には、これは明らかに日本の自衛隊は交戦権を行使することになるのでは。

○國務大臣(木村篤太郎君) 日本の軍隊自身としては交戦権は行使いたしません。

○矢嶋三義君 それではあなたは日米共同作戦の場合において、アメリカ軍の指揮下に入つて殺戮をしようが、船舶の拿捕をしようが、或いはずつと下つて補給その他後方勤務に従事することとは、一切これは違ひではない、こういう解釈をとられるわけですか。

○國務大臣(木村篤太郎君) 日本の憲法の許す範囲内において武力行使を日本の自衛隊はするのであります。

と、あなたは申されれば、あなたは自衛のために交戦権といふものは發動できるのだ、ただ交戦権を禁止してあるのは、侵略の場合といふような場合に禁止するので、自衛のために交戦権も行使されるのだ、こういう解釈になるではございませんか。さうでございませうか。

○國務大臣(木村篤太郎君) 自衛隊が行動する限りは、自衛力の許す範囲内であり、憲法九条二項においての交戦権は、これは行使いたしません。なお、アメリカ軍と共同作戦をとる場合におきまして、これはその辺のことについて、十分考慮した上で処置をするのであります。

○矢嶋三義君 丁承できません。時間がかかりますから、次に伺ひます。この内閣の課長以上に制服を着たものが就任することを撤廃した件に關して、私はやはりこの文民優先というものが壊されるのではないかと、立場から、更にこの点伺ひたいと思ひますが、そこで率直に伺ひます。この内部部局を抑える者が今後の自衛隊を抑えることになりませんか。

○國務大臣(木村篤太郎君) 私は内部部局が自衛隊を抑える、自衛隊が内部部局を抑える、そういうことは考へていないのであります。これは双方ともよく協調を保つて行くべきが當然であります。而もその働く分野は異にしてあります。自衛隊は実施部隊、行動部隊であります。内局はこの行動部隊に對していろいろの背後にあつて事務を所掌して行くのでありまして、その分野といふものはおのずからそこにわかれておるのでありまして、これは對立關係があつてはいけません。よく調和を保つて行かせるというものが私の精神であります。

○矢嶋三義君 そのあなたの氣持はわかるわけであり、私具體的に伺ひます。防衛庁法の二十条を見ますと、官房長及び局長といふものは長官を補佐するのですが、そのときに陸海、空の幕僚長に対する指示、これに關して長官を補佐するのです。それから又統合幕僚會議の所掌事項について、長官が統合幕僚會議に行つて指示又は承認についても、官房長及び局長は長官を補佐するのです。従つて官房及び五局長、このあり方といふものは、私は陸上、海上、航空、これらの自衛隊を抑えることになつて来ると思ひます。もう少し率直に言つて、自衛隊を自分の思ふやうに育てて行く、一つの自衛隊に關して抱負終局を持つて、その具現に燃ゆるがごとき野望のある人は、先ず官房五局長に入るべく私は希望し努力するであらう、それはここにこの官房五局長の存在といふものは、この条文から私は大い、こういうふうな考へるわけですが、如何でございませうか。

○國務大臣(木村篤太郎君) 官房初め五局長は、これは長官のいわゆるブレーンであります。長官を補佐するの観点から、自衛隊のあるべき姿、その他方般のことをここで定めるわけであり、それが具體的に現れて、実施部隊のほうにどう流れて行くかといふことについては、これは各幕僚長を通じて更に部隊のほうへ流れて行くといふことになるのであります。

○矢嶋三義君 どうも私の伺つておるところがピンと木村長官に行つていないやうな感じがしますが、同じ長官を補佐するにしても、統合幕僚會議といふのは純軍事的な立場から補佐するんですね。それから官房部局といふのは総合的な政策的な立場から補佐する、こういう建前になつてゐるわけですね。而もですよ、官房五局長といふものは、陸海航空の幕僚長及び統合幕僚會議に或る指示をする、それから承認をする、その長官の態度について、官房五局長は補佐することになつてゐるわけですから、官房五局長の存在といふものは極めてこれは高い地位であり、重大なもので、こういうふうには私は考へるのであります、如何ですか。

○國務大臣(木村篤太郎君) 官房五局長は重大なポストでありますことはお説の通りであります。これは長官の最高のいわゆる補佐役であります。

○矢嶋三義君 従つて私は伺ひますが、この陸海航空の幕僚長等において、制服を着たところの方が官房五局長に入りますと、その要望が強く現れて来て、総合政策的に長官を補佐しなければならぬ官房五局長の態度といふものがこれだけの飛行機も欲しい、これだけの軍艦、かくく欲しいという陸海空の制服に引ずられて、政策的に総合的に長官を補佐しなければならぬ内局の使命といふものが、ここに軍事が政治を支配するところの芽生えといふものが出て来る虞れがある。従つて私は兵權優先に長い間なれてゐる我が國の現段階において、仮に自衛隊を作るとしても、この官房五局長には飽くまでも純粋な文民を充てて、そして総合政策的に長官を補佐するようにして行かなければ、私は極めて危険だと、こ

ら生ずる紛争の処理を新たに調達庁の任務として附加し、これに伴ひまして、調達庁の権限、総務部、不動産部、労働部の各部の所掌事務に關する規定に所要の改正を行い、併せて調達庁の業務の円滑なる処理を図るために特別な職として総務部に調停官を、不動産部に連絡調査官を設置すると共に、国際連合の軍隊及び軍事援助顧問団のために労働に服する者で国が雇用するものの身分、勤務条件について所要の規定を設ける等の必要があり、今、今回調達庁設置法等の一部を改正する法律案をここに提案いたすこととしたのであります。

本法律案の内容につきましては、第一条におきまして、調達庁設置法の一部改正を、第二条におきまして、日本国との平和条約の効力発生及び日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基く行政協定の実施等に伴う国家公務員法等の一部を改正する等の法律の一部改正を、第三条におきまして、国家公務員共済組合法の一部改正をいたすこととしております。

第一条の調達庁設置法の改正につきましては、従来から調達庁の任務となつております日米安全保障条約に基く行政協定第十八条のアメリカ合衆国軍隊の作為若しくは不作為から生ずる事故についての請求の処理に加えて、国連軍協定第十八条に規定する国連軍の同種の行為による請求の処理と日本国における合衆国軍隊及び国際連合の軍隊の共同の不法行為に基く請求の処理を併せて行うこととするためのものであります。

同条第四号におきましては、日米相互防衛援助協定による軍事援助顧問団の使用する宿舎等の施設の提供及び返還並びにこれらの顧問団のために労働に服する者の雇入、提供等の業務等役務の調達を新たに調達庁の任務にいたしております。同条第五号におきましては、行政協定第十八条第七項、国連軍協定第十四条第二項等に規定してあります駐留軍及び軍事援助顧問団による直接調達又はそのためにする間接調達に關する契約から生ずる紛争の処理を調達庁の任務といたしております。

第四条の改正は、調達庁に新たに附加された任務の遂行上必要な権限として第十三号におきまして国連軍の派遣に關する契約を締結できうることとし、第十四号におきまして、アメリカ合衆国政府との間に軍事援助顧問団の使用に供する宿舎等の施設の提供及び役務の調達に關する契約を締結する権限を附加することとしたしております。又第十六号及び第十七号といたしまして駐留軍に對して施設及び区域を提供いたします場合に、工作物等を設置し若しくは補修する工事を実施し、若しくはこれらの工事に関する役務を提供し、又はこれらの工事等を關係地方公共団体に委託し若しくはこれらの工事又は役務の補助金を當該地方公共団体に交付すること並びに日本国に駐留するアメリカ合衆国軍隊の行為による特別損失の補償に關する法律第一条に規定する特別損失が生じないようにする防止対策工事等を実施し、又はこれらの工事等を關係地方公共団体に委託し、若しくはこれらの工事等の補助金を

を當該地方公共団体に交付しうることとしたしております。

第六条第三項におきまして駐留軍又は軍事援助顧問団による又はそのための調達に基く契約から生ずる紛争の処理を円滑に行うために総務部に調停官一人を、第五項におきまして駐留軍の使用に供する施設及び区域の決定、提供した施設及び区域の使用条件の変更又は返還並びに軍事援助顧問団の使用に供する宿舎等の施設の提供等について駐留軍、軍事援助顧問団、利害關係人又は關係行政機関との連絡、交渉及びそれらの間の意見の調整に關する事務を円滑に処理するために不動産部に連絡調査官五人以内を置くこととしたしております。

第七条におきまして、前述いたしました駐留軍の不法行為に基く請求の処理及び駐留軍等による又はそのための工事並びに役務及び需品の調達に關する契約から生ずる紛争の処理の事務等は総務部の所管といたすよう改正いたしております。

第八条におきまして、不動産部の所掌として新たに軍事援助顧問団の使用に供する宿舎等の施設の提供又は返還に關する事務を附加するとともに配列字句の調整を行なつております。

第九条におきましては、アメリカ合衆国軍隊のため労働に服する者と同じく、国連軍及び軍事援助顧問団のために労働に服する者についてもその雇入、提供、解雇、労務管理及び給与の支給、福利厚生に關する事務は労働部の所管といたすよう改正いたしております。

第十条におきましては、行政協定第十八条に規定しておりますアメリカ合

衆国軍隊の作為又は不作為から生ずる事故についての請求の処理の業務で都道府県知事へ委任しておりました業務を事務の簡素化、迅速化を行うためにこれを廃止することとしたしております。

次に本法律案第二条の日本国との平和条約の効力の発生及び日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基く行政協定の実施等に伴ひ、国家公務員法等の一部を改正する法律の改正につきましては、国連軍及び軍事援助顧問団のために労働に服する者で国が雇用するものは、アメリカ合衆国軍隊のために労働に服する者と同じく、その身分は国家公務員ではないこととし、給与その他の勤務条件は調達庁長官が定めることとしております。

最後に本法律案第三条の国家公務員共済組合法の改正につきましては、国連軍及び軍事援助顧問団のために労働に服する者で国が雇用するものは、国家公務員共済組合法の適用を受けないこととするとしております。

以上が本法律案の提案の理由及び概要でございます。何とぞ慎重御審議の上速かに可決されるようお願いいたします。

なお附加して一言お詫かた、御挨拶を申し上げておきますが、御多忙のところを本法律案を特に御審議を願いますようにお願い申し上げましたにつきまして、事情がございまして、それは国連軍協定ができましたので、国連軍關係の労働者一万二千数百人おるのをごいいますが、これをいわゆる国連軍の直接雇用から米軍労働者と同じような日本政府が介在いたします間接雇用とに切替えるということが労働者方面から

熱心なる要求もございましたし、又日本側といたしまして、労働三法その他適用の面から見ても、極めて必要なんではございますが、切替えるためには現在の国連軍の直接雇用の關係を一応打ち切らなければならないのでございまして、国連軍の雇用を一応打ち切りました、解雇いたしました、改めて日本政府が雇用するという手続をとりますので、そのためには労働基準法第二十條であります、労働基準法によりまして、三十日以前の解雇予告が必要になるのであります。従いましてこれから解雇予告をするというところになります。ところが、解雇は現在国連軍の直用というところになつておりますので、国連軍のほうで解雇をしなければならぬ。国連軍のほうで切りました、日本政府が雇用するに切替えて日本政府が雇用するという保障がなければならぬ。これは単純なる解雇ではないのであるから、保障が絶対に必要である。日本政府との間に労働契約を締結しておく必要があるということを主張いたしております。これも又当然なことなのであります。その労働契約につきまして、あらかじめ交渉いたしまして、内容その他定まつておるわけでありまして、調達庁長官にこの契約を締結いたします権限がまだございせんので、従ひまして基本労働契約を締結することができない。その保障がなければ国連軍は解雇することができない、こういうことに今なつておるわけでございます。ところで早速に解雇いたしませんと、解雇予告が出ましてから三十日からなければ切替ができません。そういったこと、今日解雇予告をいたしましてか

ら、三十日以後我々のほうで雇い入れるということになりますと、七月以後のことにどうしてもなるという傾向がございます。七月以後から我々が雇いますと、本年の年末に際しまして、年末手当を払うことができない。年末手当は六カ月以上勤務した者に一律に払われるということになりますので、この一万二千人の国連軍労働者がこの際調達庁設置法の改正ができておりませんと、労働者自体には何らの責任もありませんで、ただ雇用が切替わるというために、当然得べかりし本年度末の年末手当を受けることができないということになりますので、年末手当六カ月以前に是非とも切替を行つておきませんと、一万数千人の労働者諸君に非常なる損害を与えるのであります。これは国連軍側からその資金は償還を受けるのであります。日本側の資金で払う金ではありませんけれども、労働者諸君に非常なる損害を与えるという事になりますので、当委員会御多忙の際を煩わしまして、甚だ恐縮でございますが、特に本日お願いいたしました次第でございますので、御了解をお願いいたします。

○委員長(小酒井義男君) ちよつと速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員長(小酒井義男君) 速記を始め。

○矢嶋三義君 この法律案審議に当つては他には資料は全く用意されなかつたのでございませうか。

○政府委員(福島慎太郎君) ほかに資料は別に用意してございませぬ。

○矢嶋三義君 只今の提案理由はよくわかりましたが、法律案審議に当つて

は非常に私は不用意だと思ふのです。特に私は資料に基いて長く時間をかけようというふうな、そういう気持は全くありませんが、普通の法律案を審議する場合に、関連の資料といふものは、やはり委員会には準備すべきが当然だと思ひます。今後のこともありますから御注意申上げておきます。そして審議の過程に必要な資料がありましたら、これは是非お願いいたしますと思ひます。

次に若干伺ひますが、MSAの受入れによる軍事援助顧問団ができたので、それに関する規定がここに盛りれておりますが、軍事援助顧問団の行政費はたしか三億五千万円何がしというものを、これはそのまま協定に基いて向うさんに渡し切りになることになつていたと思ひます。あなたの今度のこの所管事項の中に、「宿舎等の施設及び役務の調達」云々とありますが、この経費は三億五千万円とは別償だと私は了承しておりますが、その点はどうなつておりますか。なお、宿舎等の施設、これに要する費用並びに役務の調達、これをどの程度にお考えになつていらつしやるか、その点承りたいと思ひます。

○政府委員(福島慎太郎君) 役務の調達は三億五千万円の範囲内に入つてゐるわけでございます。それを限度として役務の調達をする予定になつております。提供すべき宿舎の費用その他は三億五千万円のうちに含まれてないわけでありませう。

○矢嶋三義君 私は日米相互防衛援助協定の外務委員会との連合審査のときに、三億五千万円何がしはアメリカ側に渡しきりだ、こういうふうに答へあ

つたのを私は記憶しているわけでありませうが、役務の調達は確かに三億五千万から出るわけですね。

○政府委員(福島慎太郎君) 調達庁の調達しております役務はすべてアメリカ側から償還を受けることになつておりますので、顧問団の関係の役務につきましても、その三億五千万円から償還を受けることになると了解しております。

○矢嶋三義君 それでは宿舎等の施設、これは別途たすることになるかと、この費用はどのくらいに見えておりますか。

○政府委員(福島慎太郎君) 宿舎等の施設の提供は、この提供の方法がまだ交渉中で定まつておりませんので、これらに關してはまだ計画が立つていないわけでございます。その金額その他の予定も立つておりません。

○矢嶋三義君 MSA協定はすでに発効しているわけでありませうが、軍事顧問団はヒギンス団長以下もう就任しているわけですが、それとの関係はどうなりますか。又提供の方法がきまつていないというが、どういう形で、どこで誰が協議してきめるのか、いつきめるのか、そういう点についてお答え願ひたい。

○政府委員(福島慎太郎君) 現在の顧問団として仕事をしている諸君もいるはずでございますが、これらは従来からおりました合衆国軍隊から派遣されておりました顧問がそのまま当つておりますので、従来の施設を使用しておりますので、その宿舎の提供その他の関係は大使館と日本政府外務省との間で提供の方法を協議することになつております。

○矢嶋三義君 それはいつ協議していつ頃までに成案を得るのでございませうか。

○政府委員(福島慎太郎君) 目下協議中でございまして、最近に成案を得るようになると了解いたしております。実は調達庁で実施しております施設特別委員会の関係で、アメリカ合衆国軍隊に施設を提供する委員会、その手続によりまして顧問団関係の施設の提供の相談もいたしましたのであります。これが断りまして、大使館と外務省との間で新たに方法を定めてからやることにいたしましたので、現在それが交渉中であると考へております。

○矢嶋三義君 どの程度の予算を要するか、その見通しも立つていないのであります。

○政府委員(福島慎太郎君) 現在のところ確たる見通しは立つておりませう。併しなから人数が制限されておりますので、大体のところは予想せられるかと思ひますが、私どもに關します限り、確たる予定をまだ立てておるわけではございません。

○矢嶋三義君 この宿舎の提供は恐らく新築するようになるでしようね。それとも若干接収でもやるのでございませうか。

○政府委員(福島慎太郎君) 新築乃至は接収の關係は万々起るまいと考へております。と申しますのは、合衆国軍隊関係の提供いたしました施設その他の關係で、目下返還を受けつつあるものが相当にたくさんございまして、顧問団のために特に新築若しくは接収を要するという事態は万々起るまいと考へております。

○矢嶋三義君 MSA軍事顧問団に關して本委員会に出された他の資料によりますと、全国に散在しておる軍事顧問団は、九州の一部の學校を除いては、大体東京に近く、將來は集める、こういう方針であるという資料が出ておるわけですが、そういうことも考慮に入れて、接収とか新築といふようなものはなくて、返還されたもので間に合う、こういう御答弁でございませうか。

○政府委員(福島慎太郎君) 東京に集るといふようなことが予想されても、東京におきまして、顧問団のためには旧陸軍関係の固有財産を提供しようといふ予備的な交渉も行なつておりますので、接収若しくは新築といふようなことは考慮されずに済むのじやないかと考へております。

○矢嶋三義君 では仮に今既設の建物がある場合に、ここはどうも住宅として適當でない、ここを直して欲しい、或いは例へば風呂が適當でないとか、これをガス風呂にしてもらいたいか、そういうような向うのお好みによるところの修理ですね。こういうものは皆日本政府の負担であるもののように、これはとれるのでございませうか、その点はどうでございませうか。

○政府委員(福島慎太郎君) そのような工事を必要といたします場合、調達庁の行います任務は、韓旋でありますので、経費負担はいたしません。

○矢嶋三義君 宿舎等の施設とあります。それを提供すると、……その宿舎が住宅として適當でないという場合に、それに手を入れるのが当然宿舎等の施設の提供の部類に入つて、日本政

府が負担することになるのではありませんか。

○政府委員(福島慎太郎君) 先ほど申し上げましたように、方法等がなかなかきまつておられないと申上げましたのは、おおむねその点にありましますので、我々としては韓旋というのを予定しております。日本政府の負担にはならないという考えで交渉をいたしております。その点が目下交渉中できまつておられないということでございます。

○矢嶋三義君 それならば、なぜ日本の法律にそういうような表現をしないのですか。あなたがたはそういう気持ちを保持しておるならば、そういうものを明確にここに活字にして表現なさつたらよろしいではないですか。

○政府委員(山内隆一君) 先ほど長官から申上げた通り、方法が実はいろいろ折衝中に属しておりまして、きまつておりません。併し法案を急ぐ必要がありまします。こういう字句を使うことに話がきまつたわけでございますが、その気持は私どもとしては韓旋というふうな意味が多分に入つておる、その意味が強い、そんなふうな考へております。必ずしも韓旋のみに限つたというわけではないのであります。そんな意味でこういう字句を使つたわけでありまします。

○矢嶋三義君 先ほどから長官が答弁されたような内容で、両国の協議をまとめるのに責任を以て努力されますね。

○政府委員(福島慎太郎君) 日本国政府の負担に極力ならないように責任を以て努力いたしたいと思ひます。

○矢嶋三義君 三億五千七百万円で、その費用も相当莫大な費用です。これに更に地方から東京に六百五十人ですか、それだけの顧問団が集つて来た場合、宿舎等の施設の提供に多額の国費を要するということ、これは軍事顧問団の行政費の交渉過程からいつて遺憾のことだと思ひます。その点は責任を以てやつて頂きたいと思ひます。

○木村禎八郎君 大体どのくらいの予算になりますか。それはわかりませんが、それがなければ非常に困るのですよ。

○政府委員(福島慎太郎君) 基本的に三億五千万円日本政府側で負担しております以外、持ちたくないという方針で交渉しておるわけでございます。

○木村禎八郎君 顧問団の使用する宿舎等の施設を提供する場合、例えば今まで多少返還を受け、本当は民間に返すべきものを返さないのですから、その場合には補償しなければならぬでしょう。そういう政府負担なるものはどうしても出て来る。その点、もう一つは顧問団の数は今度は七百六十名を以て出発するわけでしょう。だん／＼漸減して昭和三十年三月までに三百名にするという予定だ。ところがこれまでの経過では大体顧問団の数は最高八百三十八名であつたわけですね。従つて新たに、七百六十名から出発する場合、新たにそういう者の宿舎の施設を提供するということはあり得るのです。大体今顧問団はこちらに来ておるので、人数は減つて来るのでしよう。それならば宿舎等の施設の提供といふ

のは、これはどういふことなのか、今までの貸しているものの切換えを意味するの、如何しようにするのか、新たに、今まで貸しているものより更に殖やすことをやるのか。

○政府委員(福島慎太郎君) 宿舎等の施設につきましては、人員が殆んど、現在すでにアメリカ合衆国の軍隊としてゐるわけでございますので、大体切換えられて行くということになります。費用としては役務に関する費用が殆んど全部を占めることになるわけでありまします。

○委員長(小酒井義男君) ちよつと速記をとめて。

○委員長(小酒井義男君) 速記始めて下さい。

○矢嶋三義君 資料を一つだけお願いいたしておきます。それは、駐留軍の不法行為に基づく請求の処理状況ですね、これに関する資料、明日提出して頂きたい。

○政府委員(福島慎太郎君) 承知いたしました。

○委員長(小酒井義男君) それでは本法律案に対する質疑は明日続行いたします。

○委員長(小酒井義男君) それでは引続いて防衛庁設置法及び自衛隊法案に対する一般質問を続行いたします。

○岡田宗司君 通産大臣にお伺ひいたします。防衛庁法のうちに、四十二条に、国防会議のことが規定されております。そしてここで「国防の基本方針」「防衛計画の大綱」「前号の計画に關連する産業等の調整計画の大綱」といふのがあります。この「産業等の調

整計画」といふのも、これはまあ直接の、何といひますか、軍関係のことではなくて、いわゆる広義の国防に属することですが、当然今自衛隊ができることになれば、同時にこれが行われなければならないと思ひますが、まあ通産大臣兼経済審議庁長官として、この国防計画は同時に産業等の計画を伴うものであるか、そしてすでにこの法律が通ることを予想して、それが前々から作業されていふと思ひますが、この法律が通れば、その作業が一層進んで、近く産業等の調整計画ができる見込みですか。

○國務大臣(愛知揆一君) お答えいたします。只今御指摘の第四十二条にかゝる文句が出ておられますが、將來の経済計画といふのはこれに關連する防衛計画といふものが、この法律案が成立した後にどういふふうになるであらうかと、こういう御趣旨の御質問であります。私の考え方は、そも／＼防衛計画といふものの自體が日本の経済力に應じたものでなければならぬといふことは言ふまでもございせんから、防衛計画といふものは、例えば国民所得の充実でありますとか、国際收支の動向でありますとかいふような、我が国経済力の充実のテンポとも合せて行かなければならぬものである、こういうふうな考へを以て、であります。政府としては、現在努力いたしております諸般の経済対策を通じて、経済の均衡を回復する、経済力の基盤を確立したい。そして、その経済の均衡なり充実の成立といひますか、それとテンポを合せて防衛力の漸増を図つて参りたい、こういうふうな考へておりますので、只今のところ相当

長きに亘つての防衛産業計画といううなもの、これは現在のところ持つておりません。それから、この法律案が通りましてから後におきまして、この法律ができたからといひて、その面からだけ急激にこれが促進されることはなからうと、こういうふうな考へております。

○岡田宗司君 この国防計画は、日本の自衛隊だけの問題じゃないと思ひます。というのは、この法案の審議をやつておられますに、日本の自衛隊は戦力でない、従つてどうも日本を守りきれんで、アメリカ軍が相当長い期間駐留するであらう。そこでアメリカ軍との間の共同行動という問題から、国防計画も同時にアメリカ側との協力という面が起つて来ると思ひます。そして、すでにアメリカのほうでは、一定の戦略に基いて日本の防衛計画といふものを促進するように、いろいろM S A援助その他図つておる。そういういたしますと、アメリカのほうの考へ方もありますので、これはこの防衛計画といふものの、それに伴う産業等の調整計画といふもの、やはりアメリカ側との協力なりといふ形にならなければならぬと思ひますが、そういうふうな理解してよろしいかどうか。

○國務大臣(愛知揆一君) その点は、ちよつと段階を分けてお考え頂きたいと思ひますが、例えば只今の御質問にお答をする場合に、参考のために、岡田さんよく御承知の通りでございますが、例えば航空機に例をとつて見ますと、昭和二十七年の春から航空機に対する産業が起つたわけでございますが、その後現実に航空機関係で仕事を日本の経済界がいたしました

のは、主として御承知のオーバーホール、修理の關係であります。これで大体千三百万ドルくらいのドル貨を除いておるのであります。その限りにおきましては、注文するものが在日の米空軍でございまして、そういう關係において、米空軍との間の折衝といひます。商談と申しますか、そういうことが殆んど全部の仕事であつたといふことは言えると思ひます。併し、航空機の場合であります。例へば最近では保安庁が日本の予算で以て経費を支出をいたしまして練習機等の製作に當ることになつております。将来だん／＼この關係は現在の現実の事態と相當變つて参ると思ひます。ありまして、必ずしもアメリカとの間の連絡とか或いは総合計画とかいふことだけでは私にはなかつて来るものといふうに考へるわけでありませう。

○岡田宗司君 併し、MSAの援助によりまして、一千万ドルの小麦の贈与を受けて、その特別會計が今度できて、これが兵器産業等に行くことになる。又來年度も或いはもつと多額の贈与を受けて、それが使われるというふうなことになる。こういうことになつて来ますと、この紐付の金はやはり向側と協力してやる、こういうことにならなければ。アメリカ側といたしましても、そういう見地から、日本のいわゆる防衛産業、兵器産業といふものについて、その枠を与えて、そうしてその育成を図るということになつて来ると思ひますが、それはまあ明らかに兩國の国防経済計画といひますか、それが一つになつて進められる、そして日本はアメリカ側のいわゆる自由主義国家群の防衛計画の、産業計画の一部に組

入れられる、こういうような形になると思ひますが、そうなりませうか。○國務大臣(愛知揆一君) その点は、先ほど申しましたように、過去と現在とそれから将来と段階を分けて考へて我々おるわけでありまして、例へば今お示しの三十六億円の問題につきましても、これはしばしば予算委員会等でも御説明申し上げました通り、私どもの今の考へ方は、一つはJPAからの発注がどういふふうに確實に向けられるであろうということが一つ、それから保安庁が国内の経済力を利用してどういふものを具体的に発注するであろうか、これは非常に確定的にわかるわけでありませう。その両者を充足いたしたために、足らずな設備資金といふことを中心に三十六億円の配分は考へております。従つて、JPAが今後一年間にどういふものに対して具体的な発注をするであろうか、又どういふ会社の製品を希望するであろうかといふような点については、米側側と十分これは話をし、相談もして行かなければならぬと思ひます。併し、これが將來の點では、只今お話の通り、米軍との關係は非常に密接である、これは現実の姿だと思ひます。併し、これが將來長きに亘つてどうなるかといふと、私はそうでないと思ひます。それから仮に余剰農産物の代金の問題にいたしましても、できればこれは將來の問題としては、必ずしも防衛といふことだけではない、もう少しほかの用途といふことも考へてもらいたいといふふうにも考へておりますが、念のために申添えておきます。

○岡田宗司君 この問題、將來について、アメリカへの従属ということではなくて、日本の独自の計画、アメリカから離れた日本の独自の計画を立てるんだといふようなお話でなければ、どうも私は實際問題から見て、なかなかそう簡単には行かない。そして結局、MSAの援助を受けておる以上、紐付の国防計画、こういうことになる、こういうふうには考へるのです。これはまあ見解の相違として、あなたの御意見を伺ひたい。次に、今保安庁におきましての武器は、殆んど主なものアメリカから受けております。併し、今度自衛隊になりまして、今度の予算で、去年からもうあります。警備船ですか、小型の軍艦なんかも発注を始めておる、こういうふうなことになるわけですが、一体現在のところ保安庁關係の兵器のうち、どういふようなものが日本側の工業によつて供給をされておるか、それを伺ひたい。

○國務大臣(愛知揆一君) この点は、具体的に保安庁のほうからも御説明をお聞き頂きたいと思ひますが、私が申し上げたいと思ひますのは、二十八年度の実績で申し上げますと、これはまだもう少し大したものではないと思ひます。具体的に申し上げますと、一番多いのが空砲でございます。これが金額にいたしまして一億三千九百万円、そのほかは、火焰発射器が六千二百万円、それから発煙筒類、警備船の武器、その修理といふような關係が九千九百万円、こういう關係が大口でございます。大体納入済及び発注済のものを併せて、通産省でちよつとはじいてみましたところでは、二十八年度の実績が円の金額で三億五百万円、こういうふうな状況でございます。二十九年度の予算の實際の執行につきましては、保安庁のほうからお聞き頂きたいと思ひますが、例へば航空機の練習機といふようなものが或る程度新しく国内でこなせることになると思ひます。

○岡田宗司君 二十八年度は極めて僅かであつて、二十九年度も航空機としても大した問題ではないし、又艦船としてもこれは小さなものですが、昨日、木村保安庁長官は井野委員に対して、国防計画を立てる、大体五カ年計画にしたい、こういうふうなお話でしたが、まあ長い計画は別といたしまして、ここ数年間の計画として、恐らくいつまでもアメリカから武器を受けておるといふこともできないでしょう。そこで、又望んでもおらんでしょう。そこでこの数年間にどういふ兵器産業を育成しようといふことを、経済審議庁長官として、経済全体の上から、産業全体の上から考へて下さる。○國務大臣(愛知揆一君) 只今お尋ねの点は、先ほど私お断りいたしておきましたように、実は机上の研究としてはいろいろの考へ方をいたしておりますが、政府としてどういふ程度のもので、なりそうかといふようなことは、いろいろの關係もございまして、まだ十分研究が積まれておりません。併しながら大体の傾向といたしましては、一つは船舶の關係、一つは航空機の關係、それから一つは武器弾薬の關係、最後に火薬類と、大分に分けて四つか五つくらいに分けられるだろうと思ひます。そのうちで只今お尋ねのところと関連いたしますが、例へば艦艇とか弾薬、火薬といふようなものについては、従来も相当域外調達の発注に依つておりますし、日本といたしましても相當の設備がある。そこで問題といたしまして新たに考へられる、又相當金も必要であるといふような点で、計画困難な問題であり、又他の産業とも関連の深いものとしては、私は私見としては航空機關係であらう、こういうふうには考へております。

○岡田宗司君 原子力兵器についてはどう考へますか。○國務大臣(愛知揆一君) 原子力兵器の問題までは率直に申しましてまだ全然研究はできておりません。先般來他の機会に御説明申し上げておりますように、先般の予算にも関連いたしまして、これから政府としても原子力全般の平和的利用について研究或いは取上げ方の検討を始めたわけでございます。原子力兵器については只今のところ通産省或いは経済審議庁として取上げおるものは全然ございません。○岡田宗司君 先ほど保安庁長官も原子力兵器の問題は考へていない、こういうことでしたが、それはそう確認してよろしいと思ひます。次に、保安庁長官は電波兵器の問題に言及されておりましたが、この電波兵器の問題についてはどういふふうにお考へですか。○國務大臣(愛知揆一君) 電波兵器の問題につきましても、これはまだ私お答へするだけの資格がないのでございまして、率直に申しまして、これは基礎的な研究が先ず必要なのでございまして、それ／＼この技術方面の調査に當つておる政府内部の人々の間でも、いろいろの角度から基礎的な研究はそろそろ始めなければならぬと思ひますけれども、全然まだ私としてもお答

えができるような程度には至っておりません。

○岡田宗司君 航空機の問題について触れられましたが、現在ではもうプロペラによる航空機なんというものは時代遅れになつて来ておりますが、ジェット・エンジンの問題はどうかというふうにお考えですか。

○国務大臣(愛知揆一君) 只今のお話のように、私も私見としては、航空機についてはもうプロペラの航空機は時代遅れだというふうに大体考へて間違いないかろうと思つておりますが、つきましては先ほどもちよつと触れましたように、今後このジェット・エンジンを中心にする航空機工業を日本でもというふうな取上げてゆくべきであるかということが、当面の私どもの研究の対象に相成つております。これは御案内の通り最近航空機会社四社でもつてジェット・エンジンの会社を作り出したが、これは共同して試作研究をするという目的で作られたものでありまして、二十九年予算のときにもこれに対する補助金の問題も出て参りましたし、それから三十六億円の問題につきましても、そのうちから若干を割いてこの研究施設に当てるようにして行つたら如何であらうかという考へ方も出て来ておりますが、予算のときにはまだそこまでの問題として取上げるに至りませんでしたし、三十六億円の問題にいたしましても、先ほど申しましたように、当面具体的にいわゆる域外発注を受入れる、それからその他の面で保安庁が発注するもの、これを受けとめる設備資金的なものだけでも相当の額が三十六億の中に占る関係もございますので、まだジェット・エンジン

ンに対する融資或いは投資というふうなことが、三十六億円の問題についても結論を得るに至つておりません。

○岡田宗司君 何ですか、ジェット・エンジンの四社による新会社の設立というふうなことは、これは行く／＼はいわゆる国策会社の形で作る、こういうお考えですか。

○国務大臣(愛知揆一君) この点は相当慎重に研究を要する点であると思つてはあります、こういうものについては国有国营でやるがいいか、或いは民間事業でやるがいいかというふうな点についても、いろいろ検討はいたしておりますが、まだ最終的な結論を得るには至つておりません。現在のところは御案内の通り民間会社になつております。

○岡田宗司君 最後に一つお伺いいたしますが、今大部分の武器をアメリカから供給を受けております。ところで各国の例を見ますと、供給を受けておるほかに、軍備を充実して行く場合に、武器の輸入というものが考えられていますが、この武器の輸入はやはり今までの日本の工業の段階ではやらなければならないとお考えですか。

○国務大臣(愛知揆一君) 先ほど冒頭に申し上げましたように、私どもの見解を以てすれば、国際収支の均衡確保をしたい、而も日本の経済基盤を充実したいというのを最優先の問題に考えたいと思つたので、武器の輸入ということは差当りのところは私は考えたいと思つたので、武器の輸入という考えは、私見でございますが、さう考へております。

○岡田宗司君 この点木村保安庁長官どうお考えですか、やはり武器はアメリカからもらふものはもう、さうし

て輸入はしない、さういうふうなお考えですか。

○国務大臣(木村篤太郎君) その通りです。

○岡田宗司君 最後にこの国防計画は過日井野さんに長官からお答えになりましたが、国防計画の中にはまあ封鎖された場合のようない問題もあるようですが、食糧の問題についてやはり国防計画の中に含めて行くというお考えですか。

○国務大臣(木村篤太郎君) 勿論食糧事情というものは国防計画を作る上において大きなデーターになるのであります。勿論それについて大いに研究いたしたいと思つております。

○戸叶武君 経済審議庁長官に御質問いたします。MSA受諾後において、日本の産業構造が兵器産業を中心として急激に変化をやり作つて来ると思つたのですが、今愛知さんは国際収支のバランスというのを考へて日本この経済体制を崩さずに行くといつておられますが、イギリスの大蔵大臣のバラトラーたちの心配した点は、とにかく再軍備的な体制というものを強めて行くこと、どうしても平和産業を圧迫し、特に貿易に頼らなければならぬ国においては、その面が非常に圧迫されて行くから、その点はよく考慮しなければ、軍事力の急激な増大というものを受入れることはできないという立場で、イギリスの敗戦方針というものを進めておるようでありますが、さういふ点に対しては、どういうふうにお考えですか。

○国務大臣(愛知揆一君) この点は私率直に申しまして、今イギリスでバラトラーが心配するやうな段階とは日本の

現状はほど遠いと思つております。現実の状況はたとえて申しますと、先ほど挙げましたように、航空機のオーパーホールも勿論であります、そのほかはいわゆる域外調達に依りて数千万トン、七千三百万ドルぐらゐ、過去一、二年の間にドルの収入がございまして、それに対して国内資本として投下された金額といふものは大体今二十億に足らずであります。さういふ点から申しまして、さつき岡田さんの御質疑にお答えいたしましたように、現在是非常に窮乏はいたしたけれども、火薬とか、艦船を作るというふうなもの設備は一応あるものであります、これを或る程度補強をいたしますれば、いわゆるライト・アーマメント等については私はいかぬのこれは供給はできるのじやないか、その程度に今後の差当りの防衛生産といふものは考へべきであつて、その限りにおいては、その他の国民経済、これに非常な圧迫を加えるというふうなことは私は考へられないと思つた、又さういふ考へ方ではこれからの計画を立てて行かなければならぬ、私はさういふふうな考へております。要するに、抽象論としては非常に大きな問題でござい

ますが、実際の具体的な問題となつて参ります、私は今申しましたやうな線で今後物事が考へられるではなからうか、さういふように私は考へております。

○戸叶武君 日本の工業力が戦前のやうに復活し、それから又軍需産業がああいう形にまで伸び上るとは思ひませんけれども、併し日本の工業力の復活、又工業力の潜在势力的な力という

ものに關心を持つてゐるのは、やはりアメリカ並びに中共、ソ連だと思ひます。さういつた意味において、日本の産業構造といふものが除々ではあるけれども、軍需産業の方向にだん／＼力が強まつて移行して行つて、さうしてそれを中心として今の行詰つてゐるところの日本の貿易体制といふものは平和産業的な行き方ではなくて、軍需産業を中心とした域外買付や何かを狙つて、さうして東南アジアとの結び付を策するといふ方向に徐々に転換して行つた場合に、東南アジア諸国はそれに呼応して、直ちに結び付く体制ができるといふ見通しの上に立つたならば別でありますけれども、非常にそこには障害が起きて来、平和的な面におけるところの貿易も反響を食らい、或いはアメリカが考へてゐるやうに簡単にS E A T O の体制といふものが東南アジア諸国で翕然として作り上げられると考へられないときに、さういふふうな形を、今はまだ初期の段階で問題にならない段階だといふことができます、結局戦前、戦争のときに活発に動いた産業が、戦争に破れて眠つてしまつた。それを新らしく呼び起して、さうしてそれを盛り上げて来るというときには、私はやはり急激な形で軍需産業といふものが盛り上つて来ると思ふのです、さういふ点に對して日本の今でも振わない貿易は、もつと振わない貿易になる危険性はないか、その点について今度通産大臣としての立場から、愛知さんに一つ見解を披瀝して頂きたい。

○国務大臣(愛知揆一君) その点の御懸念に對しましては、私も御尤もなる御質疑だと思つております。併し私

もに關心を持つてゐるのは、やはりアメリカ並びに中共、ソ連だと思ひます。さういつた意味において、日本の産業構造といふものが除々ではあるけれども、軍需産業の方向にだん／＼力が強まつて移行して行つて、さうしてそれを中心として今の行詰つてゐるところの日本の貿易体制といふものは平和産業的な行き方ではなくて、軍需産業を中心とした域外買付や何かを狙つて、さうして東南アジアとの結び付を策するといふ方向に徐々に転換して行つた場合に、東南アジア諸国はそれに呼応して、直ちに結び付く体制ができるといふ見通しの上に立つたならば別でありますけれども、非常にそこには障害が起きて来、平和的な面におけるところの貿易も反響を食らい、或いはアメリカが考へてゐるやうに簡単にS E A T O の体制といふものが東南アジア諸国で翕然として作り上げられると考へられないときに、さういふふうな形を、今はまだ初期の段階で問題にならない段階だといふことができます、結局戦前、戦争のときに活発に動いた産業が、戦争に破れて眠つてしまつた。それを新らしく呼び起して、さうしてそれを盛り上げて来るというときには、私はやはり急激な形で軍需産業といふものが盛り上つて来ると思ふのです、さういふ点に對して日本の今でも振わない貿易は、もつと振わない貿易になる危険性はないか、その点について今度通産大臣としての立場から、愛知さんに一つ見解を披瀝して頂きたい。

○戸川武君 愛知さんに対するまあ最後の質問ですが、朝鮮事変による特需によつてやつと日本の国際収支のバランスというものが保たれて来ておつたのに、日本の政府の財政金融政策の失敗からして、その間にイギリスなり、ドイツなりは自立的な経済態勢というものやとあるところまで立てたが、日本は立てずにしまつた、そうして大きな朝鮮事変が終つたということによつて穴が明いてしまつた、その穴を埋めるために、政府で言つておるような貿易振興というものでは間に合わない、いやでも応でもこれはMSA的な体制というものを受入れなければ、日本の財政

○國務大臣(愛知揆一君) 今戸叶さん
 思い過ぎという言葉がございしますが、
 私事直に言つてそういう感じがするの
 でありまして、これは先ほど来、縷々
 申上げておりますように、具体的な数
 字の上から御覧頂きますと、少くとも
 現在においては御懸念のような状態に
 はなつておらんと思います。それから
 当面しばらくの間もそういうような慮
 れはないと思うのでありまして、朝鮮
 事變のお話が出ましたが、先ほども申
 上げましたように、鉄砲弾である。と

【連記中止】
○委員長（小酒井義男君） 連記をつけ
て下さい。
では本日はこれで散会いたします。
午後八時五十四分散会

1

參衆兩院議

昭和二十九年六月十六日印刷

昭和二十九年六月十七日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局